

中間処理場運営協議会

日時 平成29（2017）年2月13日（月）10：00～12：00

場所 中間処理場2階第1研修室

次第

1. 報告事項

- | | | | |
|-----|------------------------|-----|-----|
| 報告1 | 第2回協議会について | ・・・ | 資料1 |
| 報告2 | 第2回検討会議の報告 | ・・・ | 資料2 |
| 報告3 | 既存施設及び二枚橋焼却場跡地の見学会について | ・・・ | 資料3 |
| 報告4 | 市外施設の見学会について | ・・・ | 資料4 |

2. 協議事項

- | | | | |
|-----|---------------------------------|-----|-----|
| 議題1 | 第2回協議会でのご意見等の整理 | ・・・ | 資料5 |
| 議題2 | 施設整備計画について | | |
| | ・ 本日の検討の対象範囲について | ・・・ | 資料6 |
| | ・ どちらの候補地にどの施設を設置するかについて（ステップ3） | | |
| | | ・・・ | 資料7 |

3. その他

- ① 第2回協議会要点録の確認について
- ② 次回開催候補日 3月23日（木）

第2回協議会について

中間処理場運営協議会（平成28年12月26日）

二枚橋焼却場跡地周辺自治会等協議会（平成28年12月27日）

議事

1. 報告事項

報告1 第1回協議会について

資料1により説明。

報告2 第1回検討会議の報告

資料2により説明。

2. 協議事項

議題1 対象となる候補地の選定経緯について

資料3により説明。

議題2 施設整備計画について

資料4、5、6により以下を説明。

- 本日の検討の対象範囲について
- 処理施設の組み合わせの検討（ステップ1）
- 不燃、粗大ごみの中間処理の工程の検討（ステップ2）

3. その他

二枚橋焼却場跡地周辺自治会等協議会において、柿崎環境部長を会長として留任することを承認、副会長は熊木委員を選任、検討会議への参加者は未選出となった。

第2回検討会議の報告

第2回検討会議が平成29年1月25日に開催された。

協議内容

第1回検討会議、第2回協議会、既存施設及び二枚橋焼却場跡地の見学会の報告が行われた後、第1回検討会議でのご意見等の整理、基本計画の素案作成について、資料の説明、意見交換が行われた。

当日配布資料

次第

- | | | | |
|-----|--------------------------|---|------------------------|
| 資料1 | 「第1回検討会議について」 | } | 第2回協議会 資料2と同内容のため資料は省略 |
| 資料2 | 「第2回協議会の報告」 | } | 本協議会に関する報告のため資料は省略 |
| 資料3 | 「既存施設及び二枚橋焼却場跡地の見学会について」 | } | 本日の資料3と同内容のため資料は省略 |
| 資料4 | 「第1回検討会議でのご意見等の整理」 | | |
| 資料5 | 「ごみ処理等の現状把握と課題の抽出」 | | |
| 資料6 | 「基本条件（処理品目、処理量等）の整理」 | | |
| 資料7 | 「既存ごみ処理システムフローの改善検討」 | | |

第3回検討会議の開催予定 平成29年2月27日（月）

清掃関連施設整備基本計画検討会議（第2回）

日時 平成29（2017）年 1月 25日（水）18：00～20：00

場所 小金井市前原暫定集会施設1階A会議室

次第

1. 報告事項

- | | | | |
|-----|------------------------|-----|-----|
| 報告1 | 第1回検討会議について | ・・・ | 資料1 |
| 報告2 | 第2回協議会の報告 | ・・・ | 資料2 |
| 報告3 | 既存施設及び二枚橋焼却場跡地の見学会について | ・・・ | 資料3 |

2. 協議事項

- | | | | |
|-----|---------------------|-----|-----|
| 議題1 | 第1回検討会議でのご意見等の整理 | ・・・ | 資料4 |
| 議題2 | 基本計画の素案作成について | | |
| | ・ごみ処理等の現状把握と課題の抽出 | ・・・ | 資料5 |
| | ・基本条件（処理品目、処理量等）の整理 | ・・・ | 資料6 |
| | ・既存ごみ処理システムフローの改善検討 | ・・・ | 資料7 |

3. その他

第1回検討会議でのご意見等の整理

議題3 清掃関連施設整備基本計画策定の背景の整理

- ・清掃関連施設の再配置候補地に関する情報の整理

現状の処理量について

意見	(委員)	処理量は1日5t以上という考え方に対して現状はどうなのか。
議論	(事務局)	現時点において不燃系ごみ、粗大ごみ全てを合わせると日量5t以上となる。今後の協議会での検討によるが、処理施設の組み合わせによっては都市計画決定を要する場合がある。
まとめ		—

現在市有地でない土地について

意見	(委員)	現に市有地を基本とするという点について、交渉中の部分はどうか。
議論	(事務局) (会長)	購入するという前提で、市有地という理解である。 現に市有地を基本とするという点では拡大解釈ということか。
まとめ		再配置候補地の選定に関する情報を「資料4—別紙1」のとおり整理した。現に市有地であることには取得予定の土地も含める。

再配置候補地の条件について

意見	(委員)	どこまでが法律で、どこまでが市の考えかというのが明確にわかるような形で資料なり説明なりを整理してもらいたい。
議論	(事務局)	次回までに整理する。
まとめ		再配置候補地の選定に関する情報を「資料4－別紙1」のとおり整理した。

清掃関連施設の規模と都市計画決定に関する法律について

意見	(委員)	日量 5t 以上で都市計画決定を要するという点について、どの法律に定められているのか整理して欲しい。
議論	(事務局)	次回までに整理する。
まとめ		清掃関連施設の規模と都市計画決定に関する法律を「資料4－別紙2」のとおり整理した。

再配置候補地の選定に関する情報の整理

清掃関連施設の再配置候補地選定にあたっての「市の検討方針」

①市有地であること（取得交渉中の土地を含む）

→候補地に市有地が含まれない場合、土地所有者との協議の状況に依存する形となり、事業そのものが不透明になるリスクがある。

また、市の財政状況を鑑み、最少の財政投資で安定的な処理体制の確立を図る。

②活用計画の定まっている敷地を除く

→活用計画が既に定まっている敷地を候補地とするには、その活用計画の見直し等を行う必要があり、市の他の施策への影響が大きい。

活用計画が定まっている敷地のほとんどが公園用地であるが、公園を候補地とする場合は、「緑の基本計画」をはじめとした市の施策の調整のうえ、公園等を廃止する場合はその近傍に代替地を設ける必要があるが、適切な規模・形状を備えた代替地の調達も非常に困難である。

清掃関連施設の再配置候補地選定にあたっての「特に留意すべき事項」

下記③～⑤の項目については、候補地選定にあたっての条件等には該当しない。ただし、「市の検討方針」に基づき選定した候補地に対し、今後施設配置計画を進めていく中で、「特に留意すべき事項」となる項目である。

③用途地域は、準工業地域が望ましい

④ごみ処理施設は、処理量5トン/日以上で都市計画決定を要する

⑤現在の不燃ごみ等の処理規模及び災害廃棄物等のストックヤードの確保を踏まえ、合計10,000㎡以上の敷地とする。

敷地面積 3,000 m²以上の市有地（学校、公共施設の現有しているものを除く。）



番号	名称	面積 (m ²)
①	中間処理場	5,700 (※)
②	蛇の目ミシン工場跡地 (庁舎建設予定地)	10,662
③	二枚橋焼却場跡地	5,200 (※)
④	栗山公園	15,882
⑤	浴恩館公園	14,278
⑥	上水公園	16,663
⑦	梶野公園	9,707
⑧	滄浪泉園	13,000
⑨	三楽公園	3,473

※は購入予定地を含む。

清掃関連施設の規模と都市計画決定に関する法律の整理

建築基準法
ごみ焼却場その他政令で定める処理施設は、都市計画で敷地の位置が決定しているものでなければ、新築・増築してはならない。

建築基準法 施行令
法第五十一条 本文の政令で定める処理施設は、次に掲げるものとする。
一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 第五条第一項のごみ処理施設（ごみ焼却場を除く。）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令
ごみ処理施設は、一日当たりの処理能力が5トン以上のごみ処理施設とする。

ごみ処理施設とは
一般廃棄物処理施設の種類で、ごみの焼却施設、高速堆肥(コンポスト)化施設、破砕施設、選別施設、圧縮施設、固形燃料化施設等。

条文
建築基準法（昭和25年法律第201号）
第51条（抜粋）
都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会（その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあつては、当該市町村都市計画審議会）の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。

条文
建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）
第130条の2の2（抜粋）
法第五十一条 本文（法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める処理施設は、次に掲げるものとする。
一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「廃棄物処理法施行令」という。）第五条第一項のごみ処理施設（ごみ焼却場を除く。）
二 （以下略）

条文
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）
第5条第1項（抜粋）
法第8条第1項の政令で定めるごみ処理施設は、一日当たりの処理能力が5トン以上（中略）のごみ処理施設とする。
補足
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年政令第137号）
第8条第1項（抜粋）
一般廃棄物処理施設（中略）を設置しようとする者（第6条の2第1項の規定により一般廃棄物を処分するために一般廃棄物処理施設を設置しようとする市町村を除く。）は、当該一般廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。
第9条の3
市町村は、（中略）、一般廃棄物処理施設を設置しようとするときは、（中略）、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一般廃棄物処理施設の種類（東京都HP）
- (1) ごみ処理施設
ごみの焼却施設、高速堆肥(コンポスト)化施設、破砕施設、選別施設、圧縮施設、固形燃料化施設等
(単なるごみの中継施設や運搬車両は該当しません。)
 - (2) し尿処理施設（略）
 - (3) 一般廃棄物の最終処分場（略）

	ごみ処理施設	備考
①不燃・粗大	○	ステップ2の検討により、積み替え、手解体を検討
②プラスチック	○	
③びん	○	手破砕を想定
④ペットボトル	○	
⑤空き缶	○	
⑥古紙・布	○	積替えを想定

小金井市として、必要に応じて都市計画決定するものと考えているため、建築基準法第51条のただし書きを適用することは考えていない。

ごみ処理等の現状把握と課題の抽出

5.1 ごみ処理等の現状

燃やさないごみ、粗大ごみ、資源物の処理方法、処理フロー等を把握します。

(1) 中間処理場

①燃やさないごみ

燃やさないごみは、燃やさないごみダンピングボックスに降ろされ、処理困難物や小型家電、爆発のおそれのある危険物等を手作業により抜き取った後、不燃ごみ受入コンベヤにより破袋機に投入されます。手選別コンベヤで、再度、小型家電、危険物等を抜き取り、粗大ごみ受入供給コンベヤに投入され、破砕機に運ばれる。

破砕後、選別設備により3種類（焼却物、スチール、アルミ）に選別処理され、それぞれ資源化処理施設等へ搬出されます。

②プラスチックごみ

プラスチックごみは、ごみ貯留ピットに投入されます。貯留したプラスチックごみは、プラスチック搬送クレーンによりプラスチック搬送コンベヤに投入され、パッカー車積込装置により大型パッカー車に積み込まれ、プラスチック選別処理施設へ搬出されます。

③粗大ごみ

粗大ごみは、場内プラットホームに降ろされ、可燃性粗大ごみおよび金属粗大ごみを手作業により抜き取った後、粗大ごみ受入供給コンベヤに投入され、破砕機に運ばれます。長尺物などの粗大ごみは、粗大ごみ切断プレス機により一定の大きさに切断した後、コンベヤに投入され、破砕機に運ばれます。

破砕後、選別設備により3種類（焼却物、スチール、アルミ）に選別処理され、それぞれ資源化処理施設等へ搬出されます。

可燃性粗大ごみ、布団類はストックヤードに保管し、それぞれサーマルリサイクル施設へ搬出される。金属粗大ごみは、粗大ごみ切断プレス機で圧縮してブロック状に成形し、有価物として搬出されます。

④有害ごみ（電池、蛍光管）

電池は、袋から取り出し、ドラム缶に梱包します。蛍光管は、蛍光管処理機で破砕後、ドラム缶に梱包します。ドラム缶はストックヤードに保管し、資源化処理施設へ搬出されます。

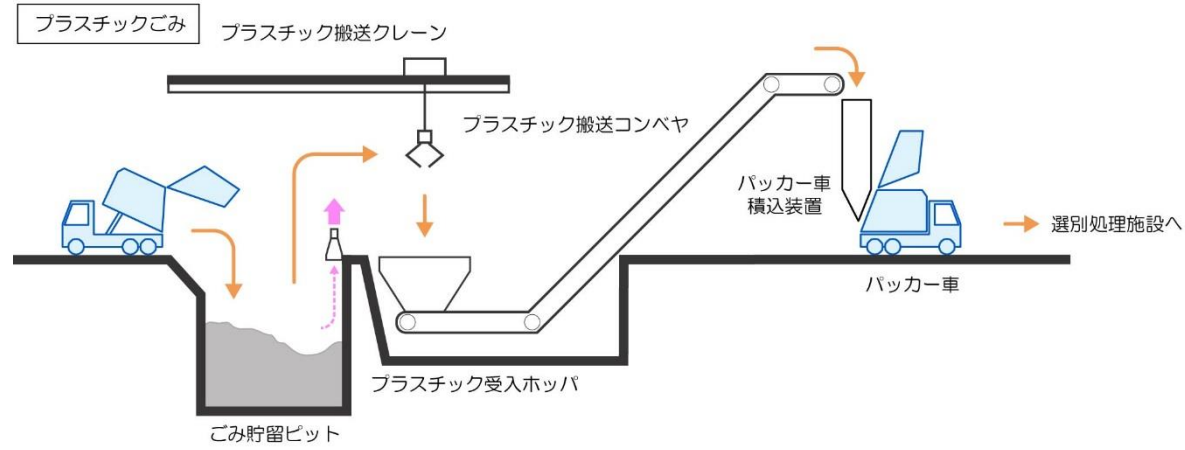
⑤スプレー缶

スプレー缶は専用処理機により、ガスを抜き取った後、破砕機に投入されます。

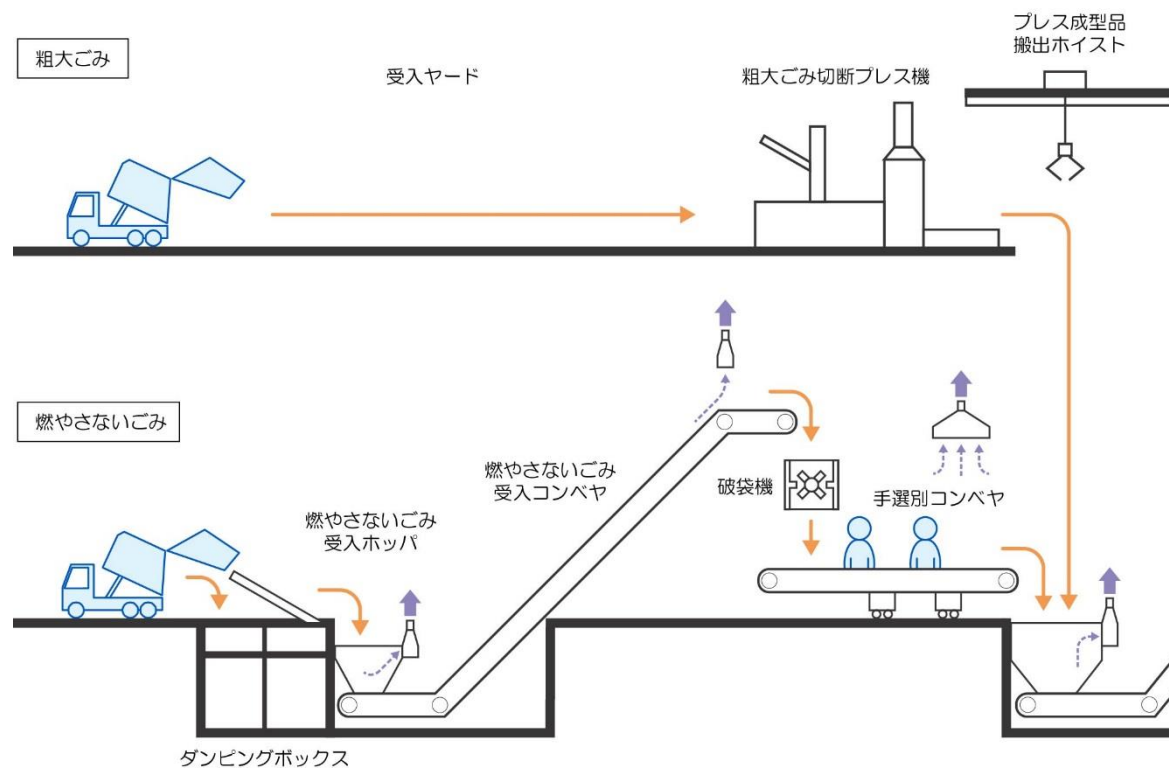
破砕後、選別設備により2種類（スチール、アルミ）に選別処理され、有価物として搬出されます。



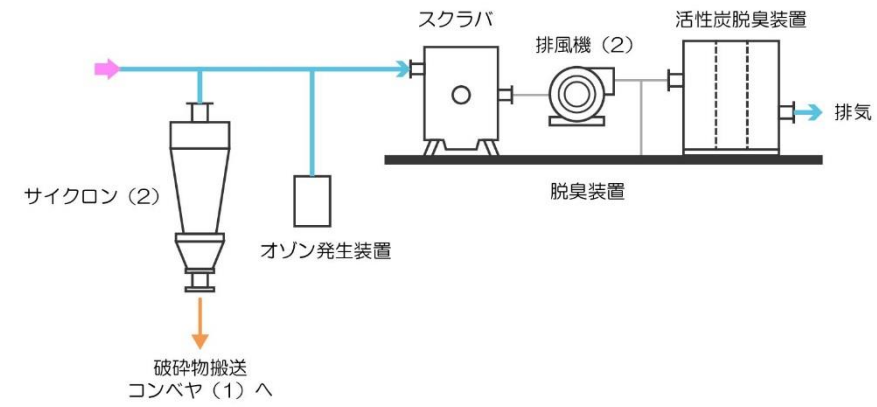
受入・供給・破袋設備



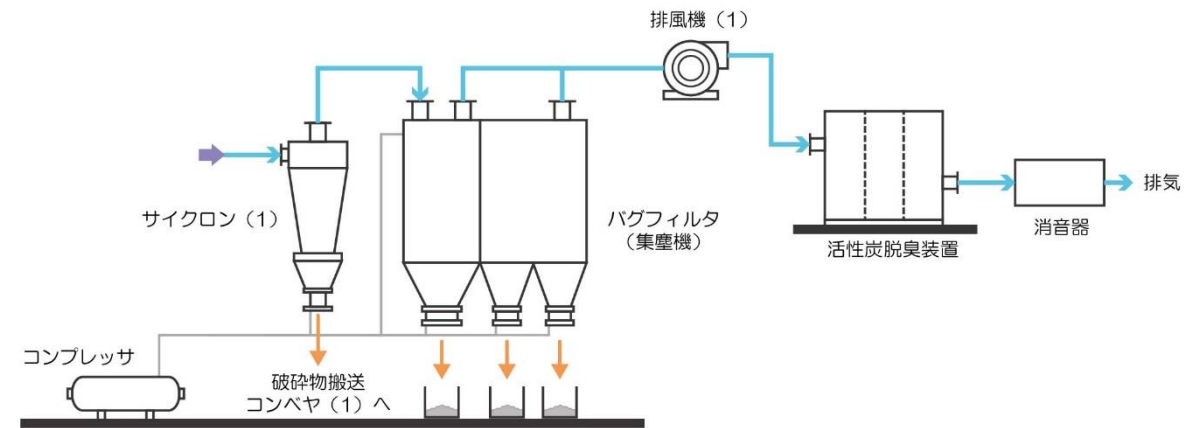
粗大ごみ



集塵・脱臭設備 (オゾン・スクラバ・活性炭方式)



集塵・脱臭設備 (バグフィルタ・活性炭方式)



破砕設備

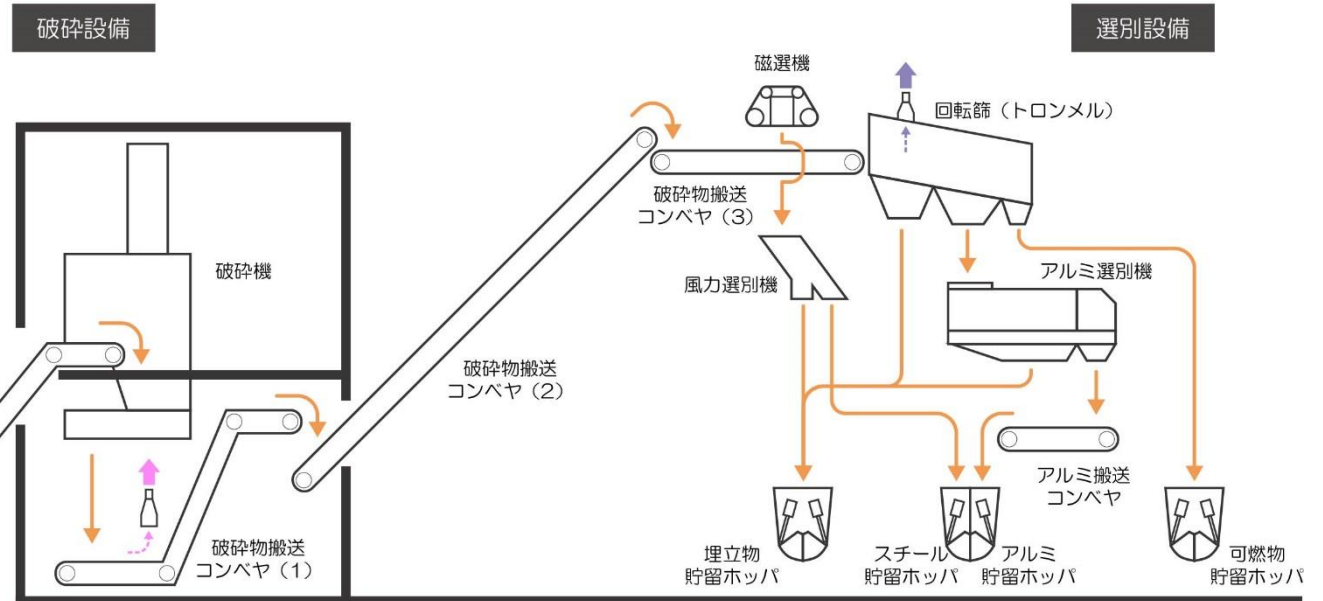


図 5.1 中間処理場 処理フロー

(2) 空缶・古紙等処理場

空缶・古紙等処理場は、市内で収集した空き缶、ペットボトルを選別・圧縮し、その他金属等を保管するための施設です。また、布、古紙（一部）、生ごみ乾燥物を民間施設に搬出するまで保管しており、主に以下の設備で構成されています。

①空缶処理施設

収集された空き缶を受入ヤードにおいて手作業で破袋・選別してコンベヤに投入し、手選別で不適物等を取除いた上で、選別プレス機で圧縮してインゴット（アルミ：約 5kg、スチール：約 10kg）に成形し、搬出されます。

②ペットボトル処理施設

収集されたペットボトルは、重機を使って破袋機に投入され、手選別コンベヤで不適物等を取除いた上で、ペットボトル減容機で圧縮・結束してボール（約 18kg）に成形し、梱包した後、搬出されます。

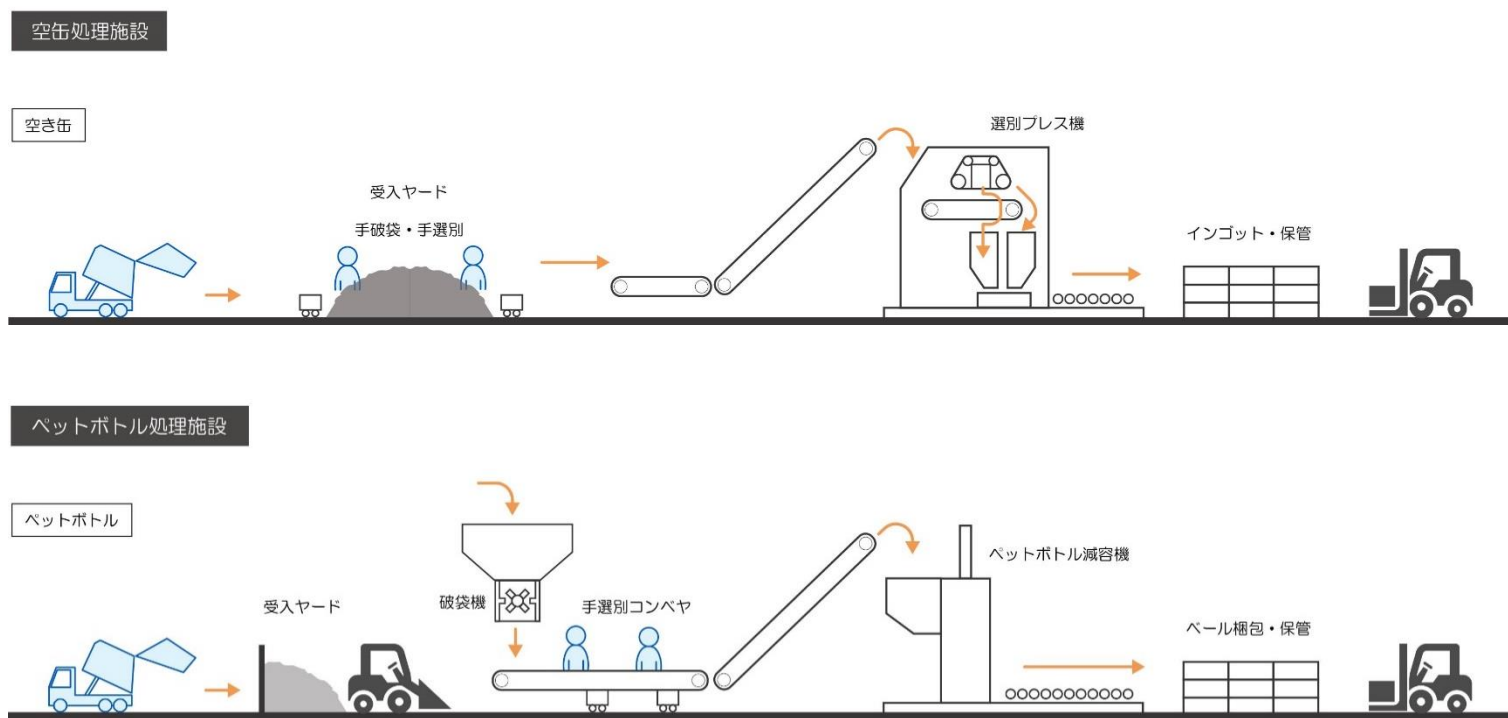


図 5.2 空缶・古紙等処理場 処理フロー（イメージ）

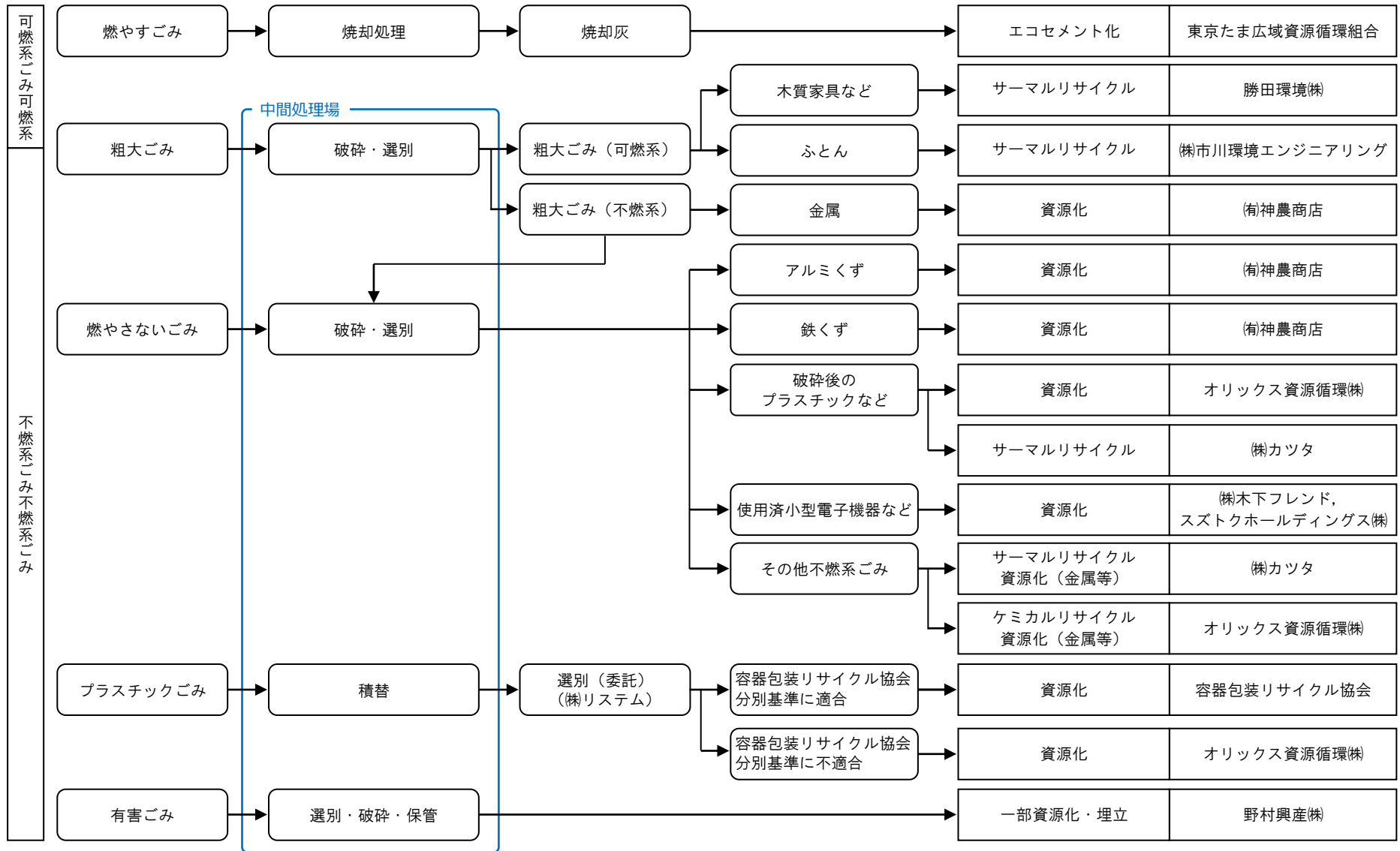


図 5.3 ごみ処理フロー (平成 28 年度 : その 1)

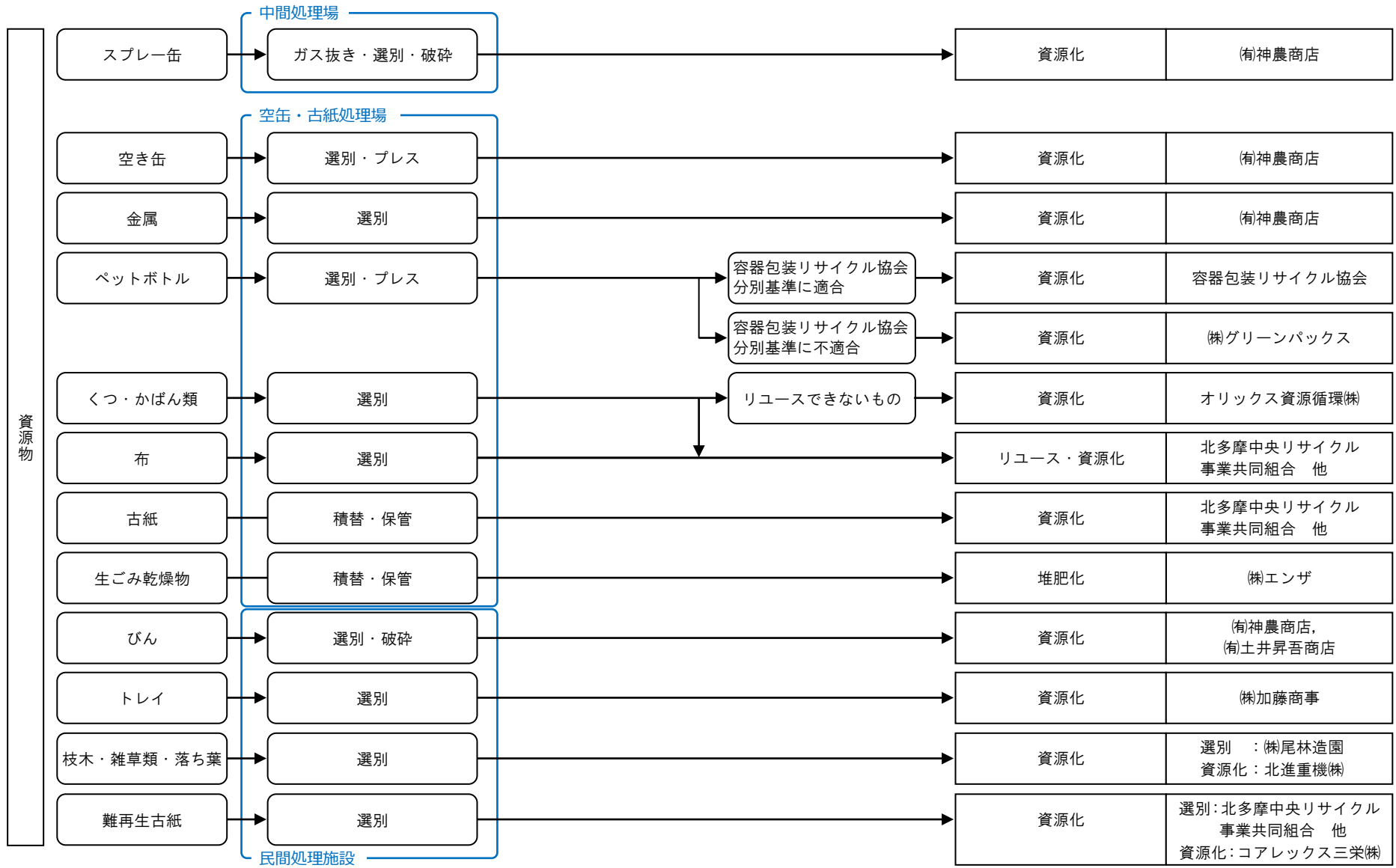


図 5.4 ごみ処理フロー（平成 28 年度：その 2）

5.2 ごみ処理等の課題

現在の処理方法、処理施設の課題を抽出・整理します。

(1) 中間処理場

(a) 長期間の継続稼動リスク

これまでは、各設備の耐用年数にもとづき予防保全の視点から適正に修繕・維持管理が行われてきており、致命的な損傷は発生していませんが、運転期間が長期になるとリスクが高まり、安全性および信頼性に対する懸念が増大するものと考えられます。

中間処理場は、竣工・供用開始から約 30 年、大規模改修から約 10 年経過した施設であるため、突発的な事故・不具合が発生する可能性は否定できません。また、一般的に点検修繕費は修繕範囲の拡大とともに増加する傾向にあるため、将来的には新規施設への整備・移行は避けられないと考えられます。

(b) 運転・作業環境の改善

中間処理場は狭小な敷地に設置されていることから、車両や作業員の動線が交錯しており、作業安全上、危険が伴う等の問題が発生しており、運転・作業環境の改善が必要と考えられます。

(2) 空缶・古紙等処理場

(a) 暫定的な施設での処理

空缶・古紙等処理場は、暫定的に設置した施設であり、建築物・設備とも長期間継続して運営することは想定されておらず、騒音・臭気など周辺への公害防止対策が十分なされていません。

(b) 運転・作業環境の改善

受入ヤードでの手作業での破袋、選別など、資源化に係る作業が機械化・自動化されておらず、処理工程の省力化・効率化が課題となっています。

基本条件（処理物、処理量等）の整理

施設整備に係る基本条件として、処理品目、処理量等を整理します。

6.1 処理対象物

ごみの減量化、減容化、資源回収の観点から、処理対象物は以下のとおりとしますが、不燃・粗大系ごみについては、市内で燃やさないごみ・粗大ごみの破碎・選別処理するケースを図 6.1 に、市内では燃やさないごみの積替えおよび粗大ごみの手作業による解体のみを行うケースを図 6.2 とします。

【不燃・粗大系】 燃やさないごみ、粗大ごみ

【資源物系】 プラスチックごみ、ペットボトル、空き缶、びん、古紙、布、金属、有害ごみ、スプレー缶、くつ・かばん類

6.2 処理対象ごみ量・施設規模

(1) 計画目標年次

「廃棄物処理施設整備費国庫補助金交付要綱の取扱いについて」（平成 15 年 12 月 15 日、環廃対発第 031215002）において、ごみ処理施設の規模を定める年次は、「稼働予定年の 7 年後を超えない範囲内で将来予測の確度、施設の耐用年数、投資効率及び今後の施設の整備計画等を勘案して定めるものとする。」とされています。

「小金井市一般廃棄物処理基本計画」における処理対象ごみ量の将来予測では、今後はごみ発生量の減少が見込まれています。一方、供用開始年次は未定であることから、計画目標年次は基本計画の目標年次と同じ平成 36 年度と仮定します。

(2) 施設規模

現在取り組んでいる施策を継続して実施した場合を想定すると選別設備、圧縮設備等の規模は以下の通りとなります。なお、稼働率は 70%（週 5 日、年末年始を除く 256 日運転と想定）とし、月最大変動係数は平成 23～27 年度実績をもとに設定しています。また、古紙、布などストックヤードのみを整備する施設については、今後、貯留日数をもとに規模を設定します。

【不燃・粗大系】

$$\begin{aligned} \text{施設規模} &= \text{計画年間日平均処理量} \times \text{月最大変動係数} \div \text{稼働率} \\ &= (1,464 + 897 + 14) \text{ t/年} \div 365 \text{ 日} \times 1.21 \div 0.70 = 11.2 \text{ t/5hr} \Rightarrow 12 \text{ t/5hr} \end{aligned}$$

【資源物系】

1) プラスチック選別・圧縮施設

$$\begin{aligned} \text{施設規模} &= \text{計画年間日平均処理量} \times \text{月最大変動係数} \div \text{稼働率} \\ &= 2,289 \text{ t/年} \div 365 \text{ 日} \times 1.17 \div 0.70 = 10.5 \text{ t/5hr} \Rightarrow 11 \text{ t/5hr} \end{aligned}$$

2) ペットボトル圧縮施設

$$\begin{aligned} \text{施設規模} &= \text{計画年間日平均処理量} \times \text{月最大変動係数} \div \text{稼働率} \\ &= 347 \text{ t/年} \div 365 \text{ 日} \times 1.38 \div 0.70 = 1.87 \text{ t/5hr} \Rightarrow 1.9 \text{ t/5hr} (\div 380 \text{ kg/hr}) \end{aligned}$$

3) 空き缶選別・圧縮処理施設

$$\begin{aligned} \text{施設規模} &= \text{計画年間日平均処理量} \times \text{月最大変動係数} \div \text{稼働率} \\ &= 415 \text{ t/年} \div 365 \text{ 日} \times 1.26 \div 0.70 = 2.05 \text{ t/5hr} \Rightarrow 2.1 \text{ t/5hr} \end{aligned}$$

4) びん選別処理施設

$$\begin{aligned} \text{施設規模} &= \text{計画年間日平均処理量} \times \text{月最大変動係数} \div \text{稼働率} \\ &= 1,019 \text{ t/年} \div 365 \text{ 日} \times 1.28 \div 0.70 = 5.105 \text{ t/5hr} \Rightarrow 5.2 \text{ t/5hr} \end{aligned}$$

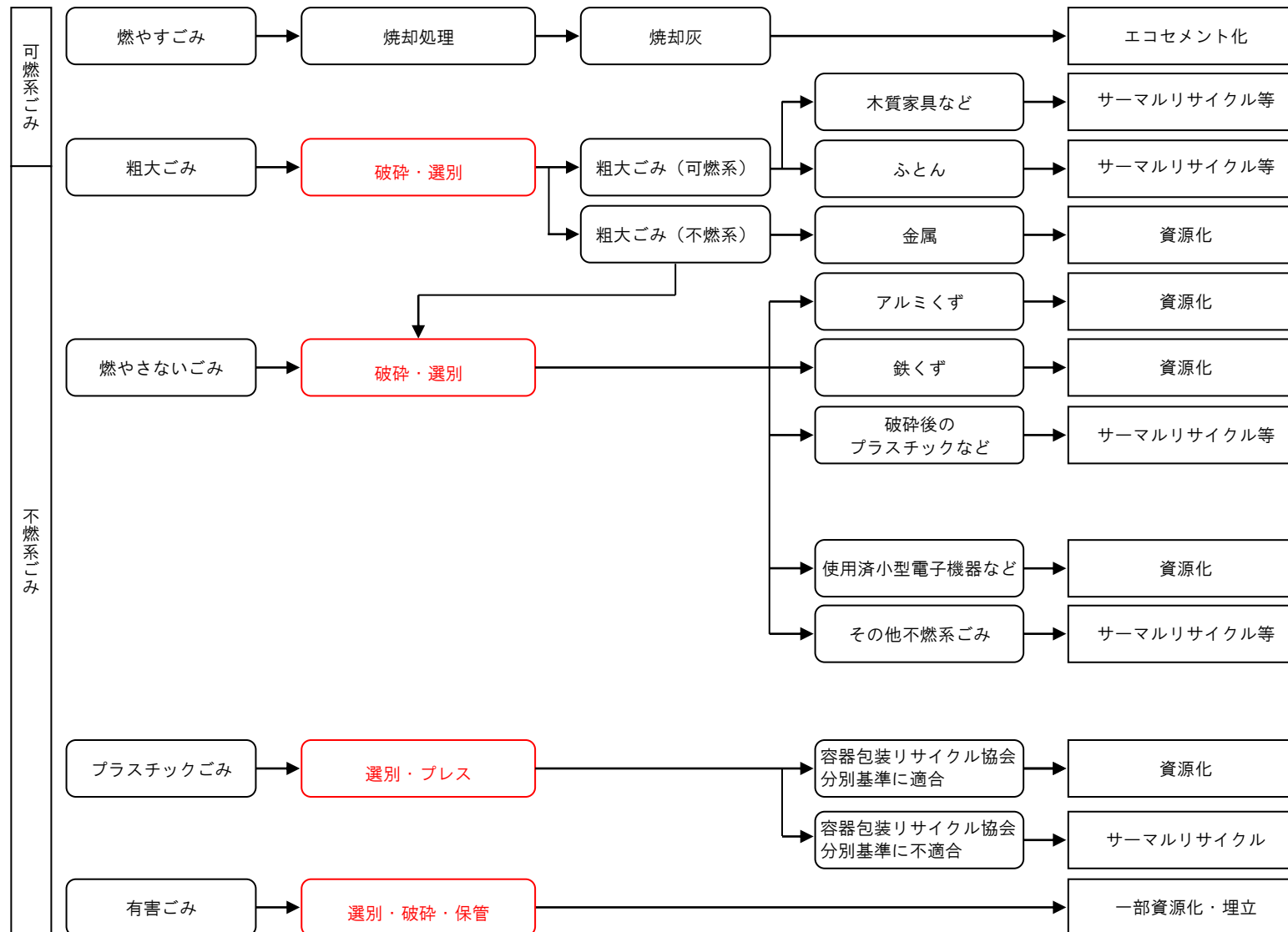


図 6.1 ごみ処理フロー（計画案：不燃・粗大ごみを破碎・選別処理する施設を設置する場合：その 1）

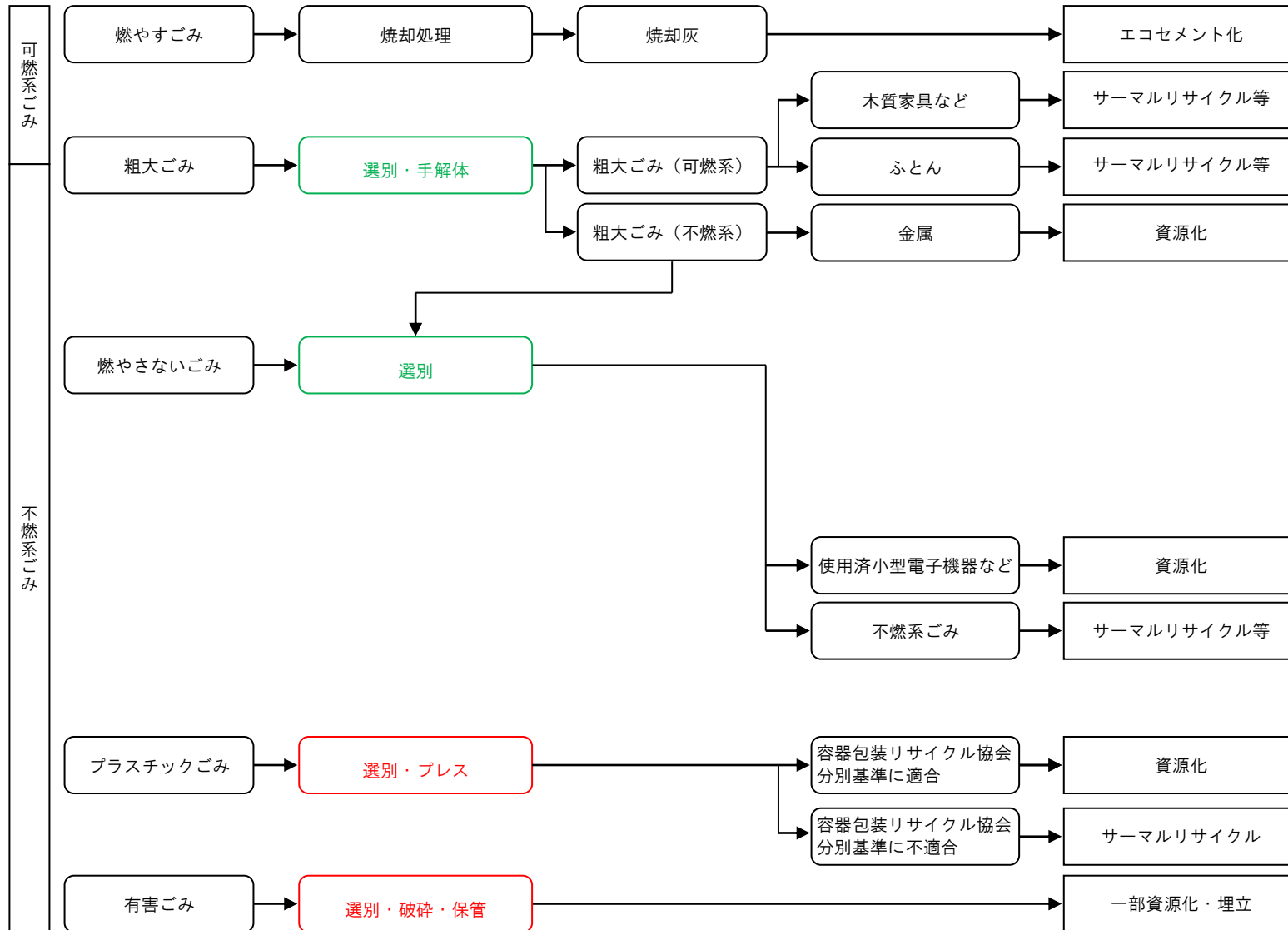


図 6.2 ごみ処理フロー（計画案：不燃・粗大ごみを民間処理施設に委託処理する場合：その1）

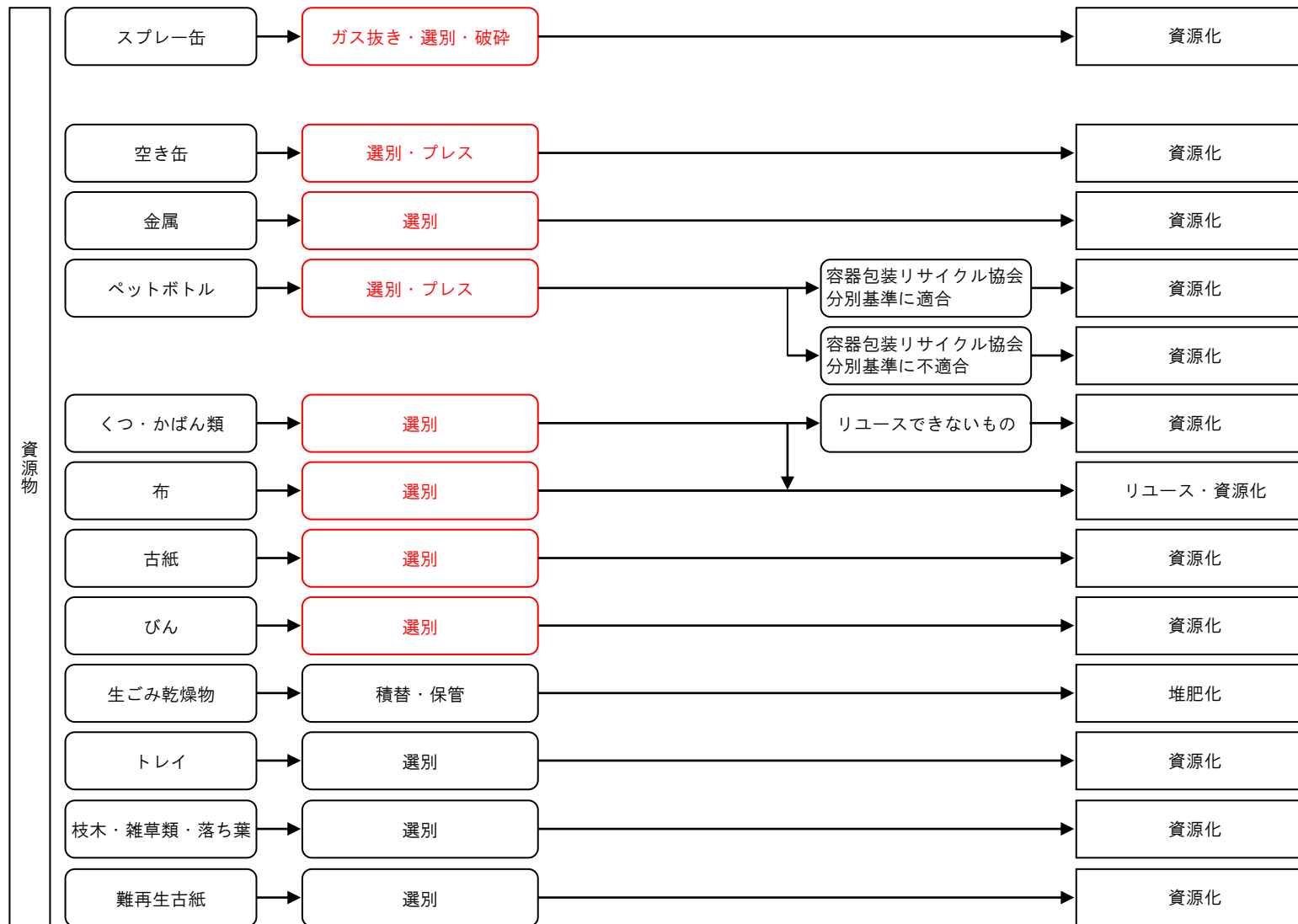


図 6.3 ごみ処理フロー (計画案：その2)

既存ごみ処理システムフローの改善検討

7.1 既存ごみ処理フローの問題と改善方策（案）

既存ごみ処理システムの問題点を踏まえると、表 7.1 に示すような改善方策が挙げられます。人員配置及び経費（建設費、維持管理費等）については、今後更なる検証が必要であるため、ここでは処理フローのあるべき方策を検討します。

(1) 不燃・粗大系ごみ

①受入供給設備

燃やさないごみは受入ヤードがなく、直接、ダンピングボックスに荷下ろししていますが、専用の受入ヤードを設けます。ヤードで受入・貯留した燃やさないごみと粗大ごみは、ホイールローダー等の重機によりホッパに投入します。

②破碎設備

高速回転破碎機は危険物の混入により爆発の危険性があるため、前処理として低速回転破碎機を設置して火花が発生しない状況下で燃やさないごみ・粗大ごみを粗破碎します。

長尺ごみ用に既存施設と同様に切断式破碎機を設置することも検討します。

③選別設備

既存施設と同様に、破碎物から磁力選別機でスチールを選別した上で、粒度選別機で破碎物の粒度別に分離します。小粒物を不燃物とし、大粒物はアルミ選別機でアルミと可燃物に分離します。なお、現在は、スチールとアルミ以外の可燃物と不燃物はまとめて残さとして委託処理していますが、3種選別（スチール・アルミ・残渣）とするか、4種選別（スチール・アルミ・可燃物・不燃物）とするか、検討します。

また、既存施設は磁力選別機、アルミ選別機 1 台ずつで処理していますが、選別するスチール・アルミの純度や回収率を向上させるため、複数台直列で多段処理することも検討します。

(2) 資源物

①プラスチックごみ処理施設

現在、ピットで受入・積替え後に民間に委託している容器包装プラスチックを破袋・手選別して PP（ポリプロピレン）バンドで結束等を行います。

なお、プラスチックごみには、容器包装プラスチック以外にバケツや洗面器のようなプラスチック製品と一緒に分別排出されているため、比重差により重量物（プラスチック製品）と軽量物（容器包装プラスチック）に選別することも検討します。

②ペットボトル処理施設

既存施設と同様に、ヤードで受入・貯留後、破袋・手選別して PP（ポリプロピレン）バンドで結束等を行います。

③びん処理施設

現在、民間処理施設で破碎・選別しているびんを手選別で色別選別する。なお選別物の品質・価値向上のため、4色（無色・透明、茶色、青緑色、黒色）に選別する。

④空き缶処理施設

現在、受入ヤードにおいて手作業で破袋・選別しているが、破袋機、手選別コンベヤを導入して省力化・効率化を図る。

表 7.1 燃やさないごみ・粗大ごみ・資源物処理施設の処理フローの課題と改善方策

※効率の良いごみ処理施設とするため、①～⑧の8つの検討処理施設のうち、処理・選別工程として相関性が高い処理施設の組合せを検討し、「不燃・粗大ごみを扱う施設」と「機械処理・手選別を行う施設」および「その他、いずれか・いずれにも整備する施設」に分類しています。

設備・項目	現状		改善方策	
	概要	長所・短所	概要	長所・短所
1. 不燃・粗大ごみを扱う施設	中間処理場と空缶・古紙等処理場にわかれている。		×効率的な運営が難しい。	
①不燃・粗大ごみ破碎・選別処理施設	市内で燃やさないごみ・粗大ごみの破碎・選別処理した後、市外の施設で資源化している。		×中間処理場は老朽化が進んでいる。	
燃やさないごみ	受入設備	受入ヤードがなく、ダンピングボックス上で直接、荷下ろし・選別している。	×作業上、危険性がある。破碎不適物の選別が難しい。	燃やさないごみの受入ヤードを設ける。
	選別設備	コンベヤで手選別	×コンベヤ長が十分でないなど、作業環境、選別効率が悪い。(設置当初は、小型家電の選別を想定していない。)	小型家電、破碎不適物の選別に対応する手選別コンベヤを設定する。
	破碎設備	高速回転破碎機のみ	×スプレー缶など危険物の混入により、爆発・火災の危険性がある。	低速回転破碎機で粗破碎した後、高速回転破碎機で細破碎する。
粗大ごみ	受入設備	受入ヤードが狭い。	×粗大ごみを保管するスペースがない。	粗大ごみの受入、解体・一時貯留できるヤードを設ける。
	破碎設備	切断プレス機	○長尺物の粗破碎に適している。 ×大量の処理には向かない。	長尺物はスプリング入りマットレスと同様に手作業で切断する。
共通	粒度選別機	3種選別（スチール、アルミ、残さ）	△可燃物と不燃物を残さとして一緒にして委託処理している。	3～4種選別（スチール、アルミ、可燃物、不燃物）
	磁力選別機、アルミ選別機	1台	×高い回収率は期待できない場合がある。	アルミ選別機でもスチールを選別するなど、複数台で直列多段選別を行う。
	搬出設備	搬出スペースが狭い。	×貯留ホッパから選別物を搬出するための車両スペース、動線がほとんどない。	搬出設備のスペースを確保する。
③リユース品展示販売所	リサイクル事業所で運営		△既存建物を利用した暫定的な施設である。	
2. 機械処理・手選別を行う施設	中間処理場と空缶・古紙等処分場にわかれている。		×効率的な運営が難しい。	
②プラスチック選別・圧縮処理施設	中間処理場で積替えのみを行っている。		△民間施設までの運搬経費を要している。	
プラスチックごみ	受入設備	ピットへの投入口が建物外に面している。	×投入時、騒音・臭気が周辺に拡散するおそれがある。	ピットへの投入は建物内とする。
	選別設備	中間処理場で積替えて委託処理	△選別工程の確認が年1回に限られる。	破袋機、比重選別機で処理した後、手選別する。
④びん処理施設	民間処理施設で委託処理している。		△自治体として処理施設の整備が望ましい。	
⑤ペットボトル選別・圧縮処理施設	空缶・古紙等処理場で選別・圧縮処理している。		×暫定的な施設である。	
ペットボトル	供給設備	ホイールローダーで破袋機に投入している。	×大量の処理には向かない。	受入ホッパ、供給コンベヤを設置する。
	貯留設備	結束梱包したペールを建物外で保管している。	×雨水でぬれると品質が低下する。	建物内にペールの保管場所を設ける。
⑥空き缶選別・圧縮処理施設	空缶・古紙等処理場で選別・圧縮処理している。		×暫定的な施設である。	
空き缶	受入設備	ヤードで受入・貯留している。	×舗装されたヤードでの受入のため、荷下ろし時の騒音が大きい。	ゴムライニングなど騒音対策を施したホッパで受入れる。
	選別設備	受入ヤードにおいて手作業で破袋、選別している。	×作業環境、選別効率が悪い。	破袋機、手選別コンベヤを設置する。
3. その他、いずれか・いずれにも整備する施設	—		—	
⑦古紙・布ストックヤード	空缶・古紙等処理場で一時保管している。		×暫定的な施設である。	
⑧災害廃棄物一時保管場所	市内各所に計画・設置されている。		×より一層の確保が求められている。	

凡例) ○：優れている。△：どちらとも言えない、普通。×：課題・問題がある。

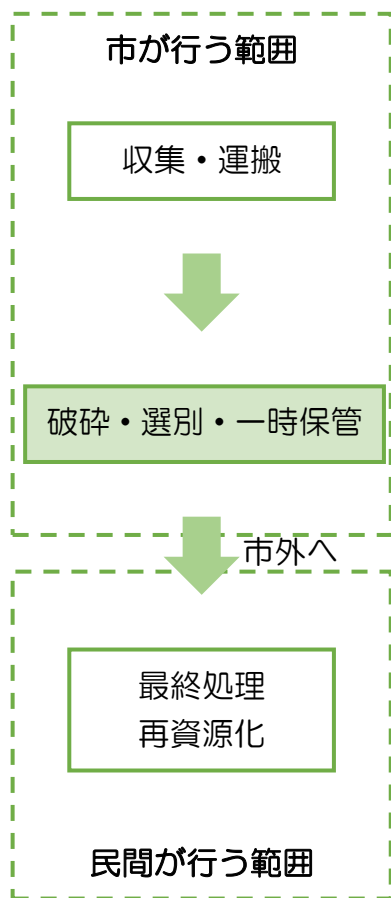
7.2 不燃・粗大ごみの中間処理の民間委託について

(1) 不燃・粗大ごみの処理フローについて

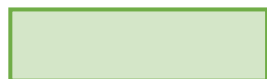
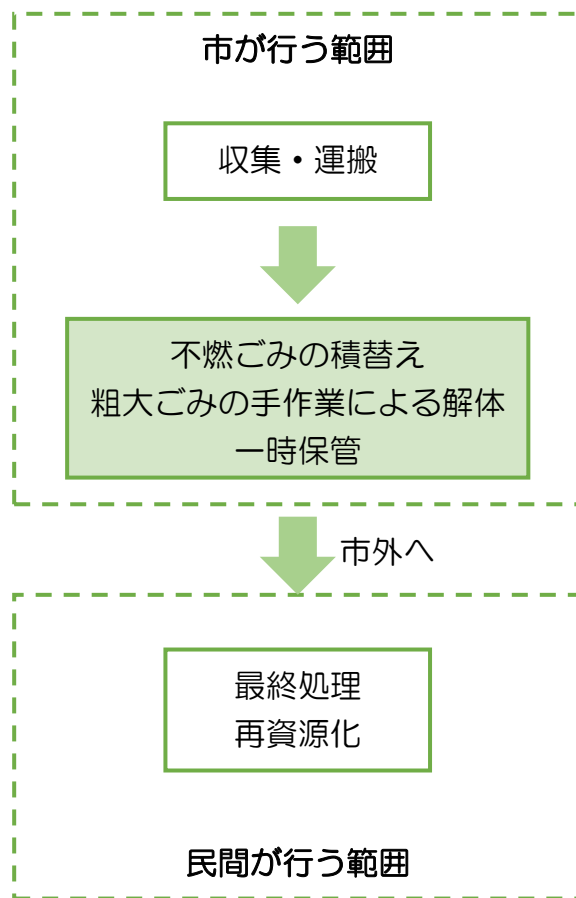
○現在市では、不燃・粗大ごみを破碎・選別まで中間処理場で行っています。

○新しい処理施設を整備するにあたっては、小型家電や処理困難物について簡易な選別のみを行う不燃ごみ積替え施設と粗大ごみの手作業による解体施設のみを市内に整備し、残りの処理を市外の民間処理施設に委託するという考え方もあります。

現在の不燃・粗大ごみの処理工程



検討する不燃・粗大ごみの処理工程



市内に整備する新施設で行う中間処理工程

(2) 中間処理工程を民間に委託する場合との比較

○不燃・粗大ごみの中間処理工程を現状通り破砕・選別するか、もしくは不燃ごみを積み替え・粗大ごみを手作業で解体するか、この両者について、環境的側面及び社会・事業的側面において比較検討を行いました。

○環境的側面では、施設内での作業や処理工程に伴う騒音・振動や、収集運搬車両台数の変動に伴う大気・騒音・振動等への周辺環境への影響が懸念されますが、いずれの中間処理工程においても、建屋内における作業であることや、収集運搬台数にも大きな変動がないことから、両者において大きな相違はないと考えられます。

○社会・事業的側面では、都市計画決定手続き、建設・処理及び維持管理コスト等において両者に相違が見られる可能性があります。

特に、現状の中間処理場の工程と同様の破砕・選別を行う場合には、「ごみ処理施設」としての都市計画決定が必要となるため、その手続きを行う場合に一定期間を要する可能性があります。

一方、多くの処理工程を民間委託する場合には、民間委託先の確保が重要となってきますが、現状で複数社の民間委託先を想定できていることから、リスク回避の対応は可能と考えています。

総論としては、環境的側面及び社会・事業的側面において、両者に大きな相違が見られないことから、「小型家電や処理困難物について簡易な選別のみを行う不燃ごみ積替え施設と粗大ごみの手作業による解体施設のみを市内に整備する」ことが、現時点ではより効率性が高いと考えます。

表 7.2 燃やさないごみ・粗大ごみの処理工程に関する比較

比較項目	現在の不燃・粗大ごみの処理工程	評価	検討する不燃・粗大ごみの処理工程	評価
	(市内で破碎・選別まで行う場合)		(市内で積替え・手作業解体のみ行う場合)	
環境的側面				
騒音・振動	処理工程に変更がないため、現状の中間処理場における騒音・振動とほぼ変わりません。	○	破碎・選別を行わなくなりますが、積み替えや手作業解体を行うため、現状の中間処理場における騒音・振動とほぼ変わりません。	○
運搬車両	処理工程に変更がないため、現状の中間処理場における車両台数とほぼ変わりません。	○	収集後に破碎せずに運搬するため、容積が減少しないことから、現状の中間処理場における搬出車両台数から若干の増加が見込まれます(2台/日⇒4台/日)。	△
社会・事業的側面				
都市計画	現状の中間処理場と同様に「ごみ処理施設」としての都市計画決定が必要となります。	△	ごみの積み替えと手作業による解体のみとなるため、「ごみ処理施設」としての都市計画決定が不要となります。	○
民間委託によるリスク	処理工程に変更がないため、現状の中間処理場における民間委託によるリスクとほぼ変わりません。	○	民間企業に委託する範囲は現状よりも大きくなりますが、複数の委託先を確保することで、民間委託によるリスクを軽減することができます。	△
事業期間	都市計画決定を行う場合には、手続きに一定の期間を要します。	△	都市計画決定が不要なため、最短の事業スケジュールが可能になります。	○
建物規模 (建設コスト)	処理工程に変更がないため、最低限必要となる建物規模は現状の中間処理場とほぼ変わりません。	△	ごみの積み替えと手作業による解体のみとなるため、最低限必要となる建物規模は現状の中間処理場と変わらないか少し小さくなります。	○
処理コスト	処理工程に変更がないため、現状の中間処理場における処理費用とほぼ変わりません。	○	選別工程等も含めて委託した場合、現状の中間処理場における処理コストとほぼ変わりません。	○
維持管理コスト	経年劣化によるコストの増加が見込まれます。	△	機械設備が最小となるため、従来よりもコストの低減を見込むことができます。	○

7.3 不燃・粗大系ごみ処理フロー

粗大ごみ・燃やさないごみを市内で処理するか、積替えのみとするかで整備するごみ処理施設の処理システムは異なりますが、中間処理場での課題に対する改善方策に基づき市内で粗大ごみ・燃やさないごみの破碎・選別処理する場合の処理フローを図 7.1 に、積替えのみの場合の処理フローを図 7.2 に示します。

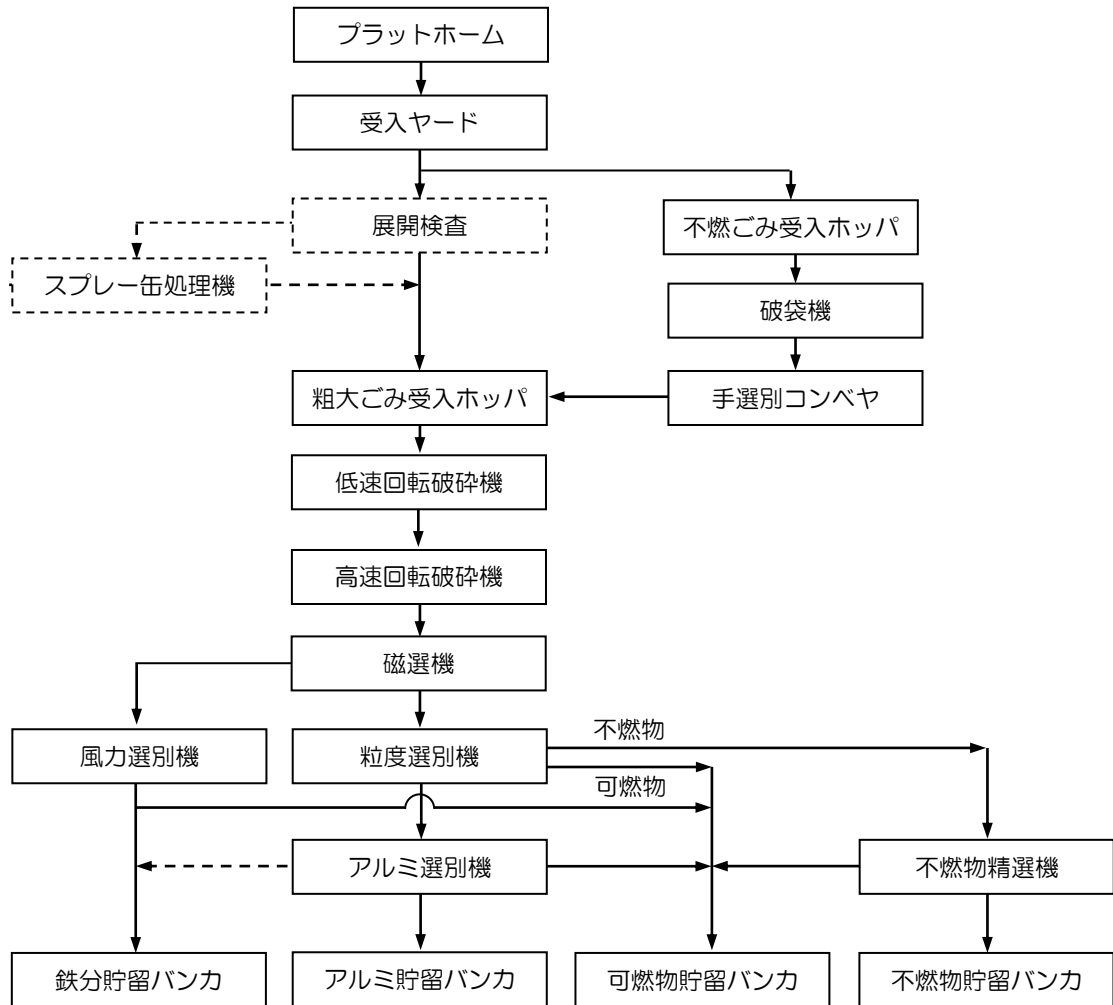


図 7.1 燃やさないごみ・粗大ごみ処理フロー（参考：破碎・選別処理あり）

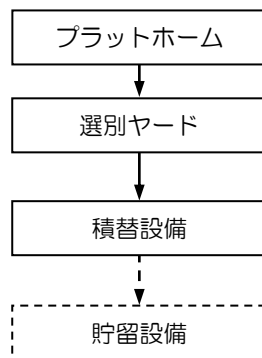


図 7.2 不燃・粗大ごみ処理フロー（参考：積替のみ）

7.4 資源物処理フロー

空缶・古紙等処分場での課題に対する改善方策に基づく各資源物の処理フロー（案）を図 7.3～図 7.6 に示します。

- プラスチックごみについては、容器包装プラスチックを圧縮梱包する設備を追加する。
- びんについては、4色（無職・透明、茶色、青緑色、黒色）の分別を行う。
- ペットボトル、空き缶は概ね既存設備と同様に手選別を基本とする処理フローとする。

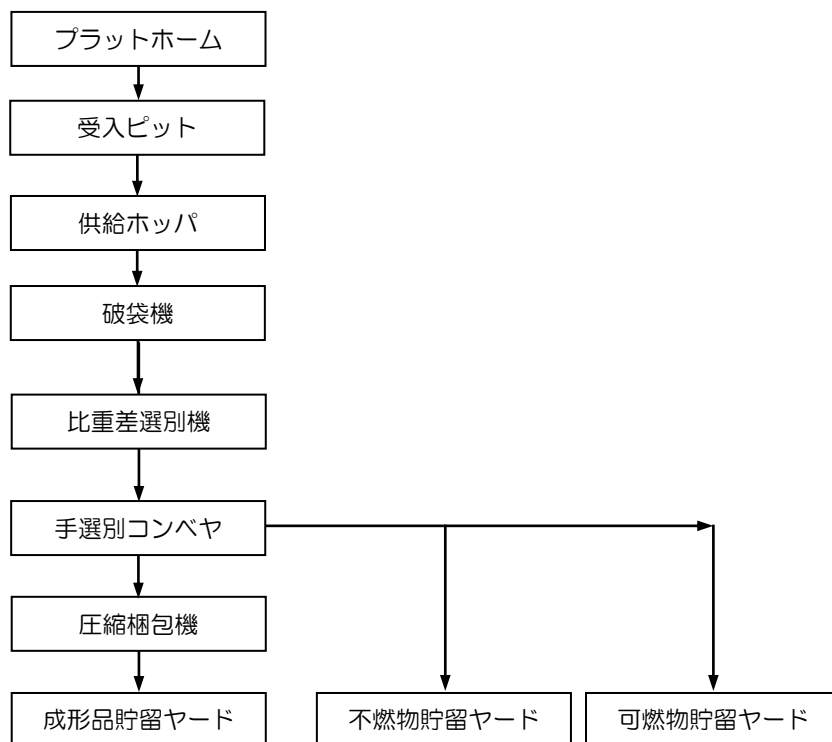


図 7.3 プラスチックごみ処理フロー（参考）

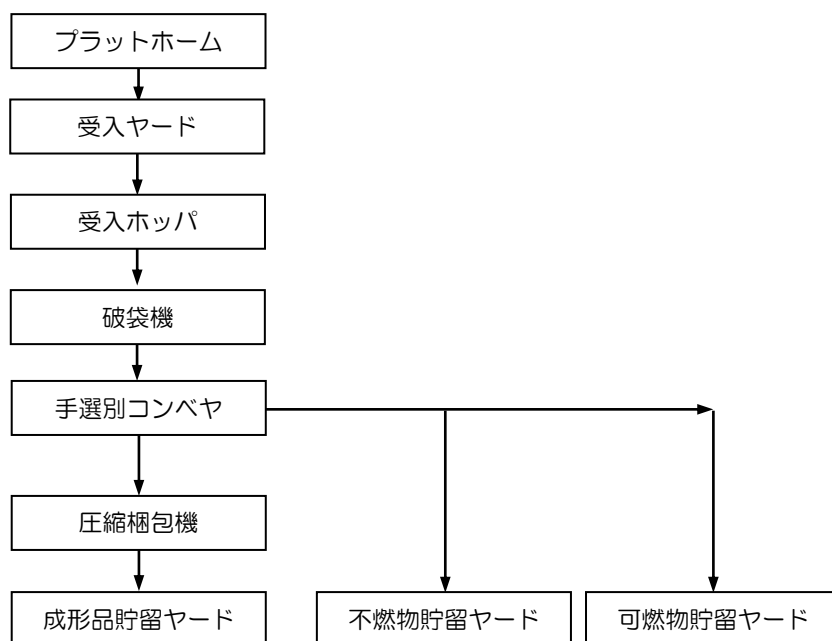


図 7.4 ペットボトル処理フロー（参考）

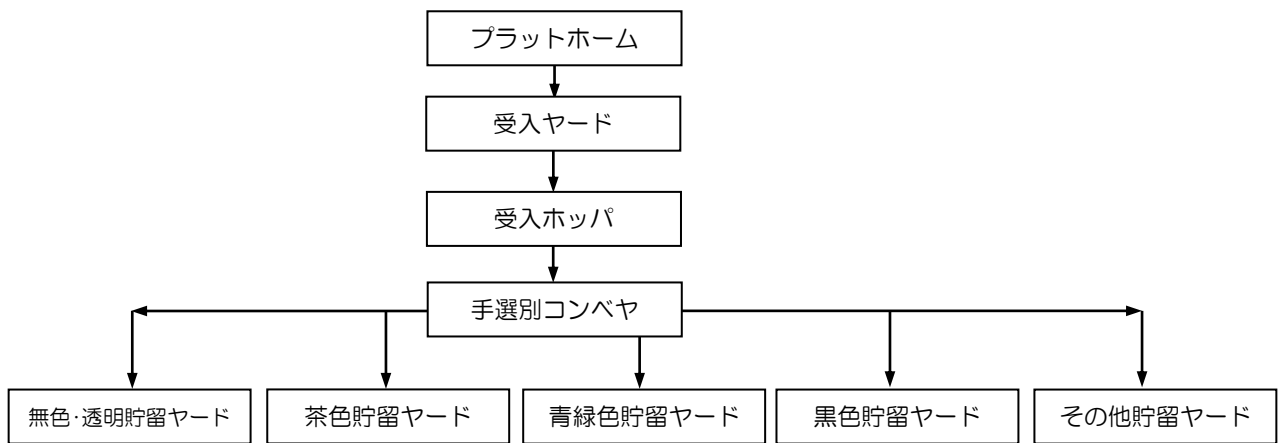


図 7.5 びん処理フロー（参考）

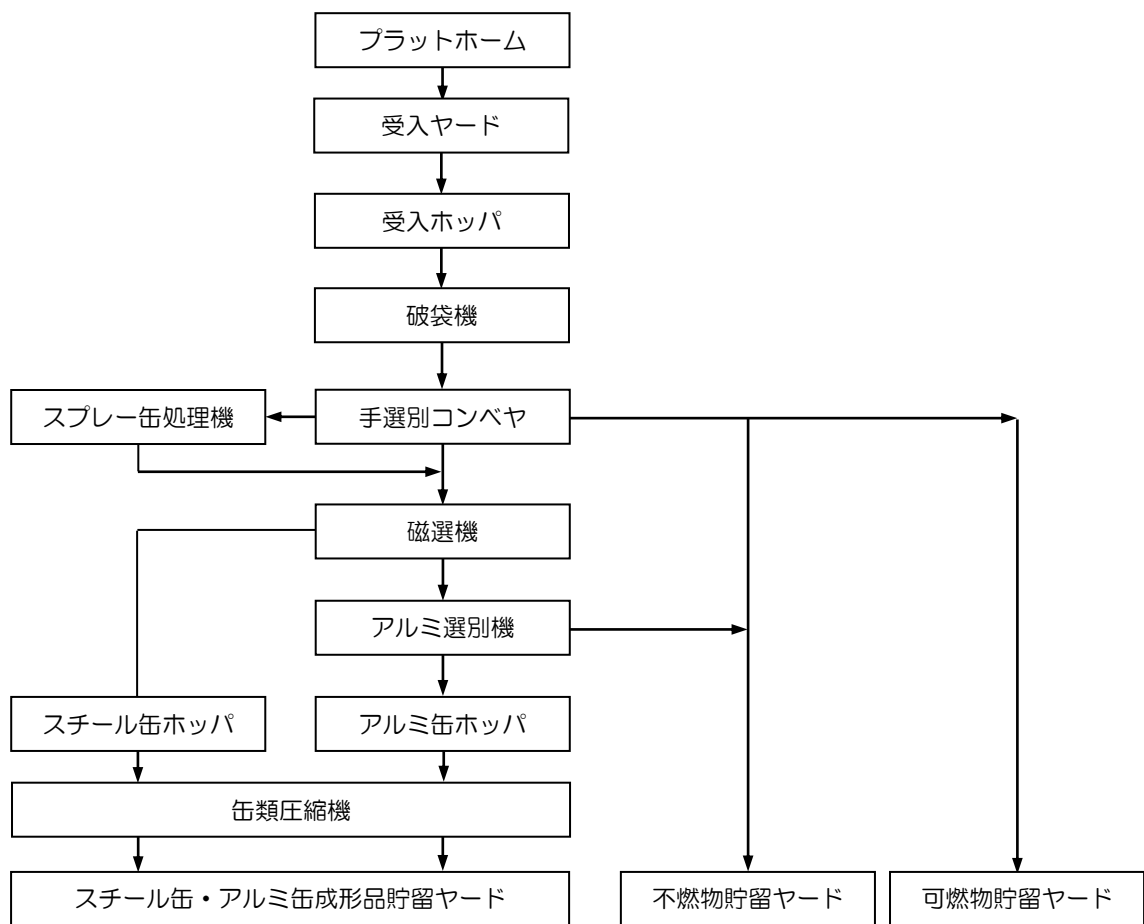


図 7.6 空き缶処理フロー（参考）

既存施設及び二枚橋焼却場跡地の見学会について

- 開催日 平成29年1月13日（金）9～12時
- 視察先 二枚橋焼却場跡地、空缶・古紙等処理場、中間処理場
- 参加者 中間処理場運営協議会 7名
二枚橋焼却場跡地周辺自治会等協議会 7名

燃やさないごみ、粗大ごみ、資源物の中間処理の現状と検討対象候補地の概要を確認するため、現場見学会を開催した。

1. 二枚橋焼却場跡地

二枚橋焼却場跡地の対象敷地全体および野川右岸の北側敷地境界付近を確認しました。

項目	内容
敷地全体	<ul style="list-style-type: none"> ・地盤高、排水計画などの詳細は未定であるが、周辺敷地に影響を及ぼさないように計画・設計する必要があると考えている。 ・敷地東側の市道との境界に幅4m程度の歩道状空地を確保する予定である。 （敷地南側に建設予定の、調布市クリーンセンター計画と整合を図るため。）
土壌汚染状況	<ul style="list-style-type: none"> ・解体工事に合わせて土壌汚染状況調査および汚染土壌の撤去を実施している。ただし、深層部にはヒ素などの自然由来の汚染土壌が存在しており、跡地利用の際に深部（地下10m前後）まで利用する際には掘削除去が必要となる等適切な措置が必要となる。
用途地域・容積率	<ul style="list-style-type: none"> ・準工業地域に指定されている。駅周辺等の中心市街地ではないので、容積率の緩和制度を適用するのは難しいと考えられる。
車両進入路	<ul style="list-style-type: none"> ・大型車両はすべて南側の東八道路から進入し、北側の二枚橋側からは、近隣のごみを収集した車両のみが通行することを想定している。



敷地南東側



北側敷地境界東側（野川二枚橋）

2. 空缶・古紙等処理場

空缶・古紙等処理場で、ペットボトル処理施設、空缶処理施設の運転状況、古紙・布ストックヤードの貯留状況などを確認しました。

項目	内容
施設全体	<ul style="list-style-type: none"> 容器包装リサイクル法などへの対応のため、暫定的に整備した施設であり、一部、既存建物を活用して設備を設置・運転している。
ペットボトル処理施設	<ul style="list-style-type: none"> 受入スペースが狭く、フォークリフトで破袋機に投入している。 手選別エリアが区画されていないので作業環境はあまり良くない。 建物内にバール貯留ヤードが確保できないため、屋外に保管している。 騒音・臭気対策設備が設置されていない。
空缶処理施設	<ul style="list-style-type: none"> パッカー車からダンプ式に受入ヤードに荷下ろしする際の騒音が大きい。 受入ヤードで手破袋・手選別を行っており、作業環境・効率が悪くはない。



ペットボトル 受入ヤード



受入ヤード、破袋機、手選別コンベヤ、
ペットボトル減容機



空き缶 受入ヤード



選別プレス機

3. 中間処理場

中間処理場で、不燃ごみ・粗大ごみ処理施設、プラスチックごみ中継施設の運転状況、周辺の土地利用の状況などを確認しました。

項目	内容
施設全体	<ul style="list-style-type: none"> ・受入ヤードが狭く、車両動線が交錯しており、搬入出作業の際には、車両が建物内に収まらず、また搬入時に施設内に入る車両が著しく限られている。 ・電池などの有害ごみを屋外で処理・保管している。 ・施設北側の住宅地への配慮のため、緩衝帯を設ける必要がある。
不燃ごみ・粗大ごみ処理施設	<ul style="list-style-type: none"> ・燃やさないごみの受入・選別スペースがないため、ダンピングボックスに荷下ろしして選別作業を行っており、作業安全性、効率性が良くない。 ・燃やさないごみの手選別コンベヤで小型家電、破碎不適物などを選別しているが、スペースが狭く、作業環境、効率性があまり良くない。 ・粗大ごみの受入ヤードがないため、搬入・選別時には車両の通行が困難となる。 ・貯留スペースがないため、選別物ボックスが車両動線の支障となっている。
プラスチックごみ中継施設	<ul style="list-style-type: none"> ・施設内での転回スペースがなく、施設外から後進で施設に進入しなければならない。
ストックヤード	<ul style="list-style-type: none"> ・予備のコンテナや剪定枝や破碎処理後の蛍光管を入れたドラム缶なども保管している。



計量器、スプレー缶専用処理機



燃やさないごみ ダンピングボックス



工場棟屋上



ストックヤード

市外施設の見学会について

- 開催日 平成29年2月2日（木）9～17時
- 視察先 東村山市 秋水園
狛江市 ビン・缶リサイクルセンター
- 参加者 清掃関連施設整備基本計画検討会議 7名
中間処理場運営協議会 2名
二枚橋焼却場跡地周辺自治会等協議会 3名

多摩地域の資源化等施設のうち、近時に設置された東村山市秋水園、住宅地域で約20年間稼働している狛江市ビン・缶リサイクルセンターの見学会を開催した。

1. 東村山市 秋水園

秋水園リサイクルセンター（建築面積 2,194m²）、粗大ごみ処理棟（建築面積 218m²）、ストックヤード棟（建築面積 140m²）などを見学した。

項目	内容
不燃ごみ 粗大ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・受入ヤードで粗選別した後、ホイールローダーで車両に積み込み、民間事業者に運搬及び処理をそれぞれ委託している。 ・可燃性の粗大ごみはパッカー車で破碎後、秋水園内のごみ焼却処理施設に搬入している。
資源物	<ul style="list-style-type: none"> ・以前はびん・缶を平ボディトラックでコンテナ収集していたが、車両台数を削減するため、現在は同じ袋に入れてパッカー車で混合収集している。 （混合収集により缶が緩衝材となりうるかを事前調査で確認して変更。） ・びん・缶はパッカー車から受入ホッパに直接荷下ろしして破砕機を通した後、スチール缶、アルミ缶、びん（白・茶・その他）に手選別・機械選別している。 ・蛍光灯などの有害物はびん・缶とは別の袋に入れて同じパッカー車（荷台）で収集し、蛍光管破砕機で処理・保管している。 ・ペットボトルと容器包装プラスチックは市内の民間事業者処理を委託している。 ・資源物の選別残さは焼却処理施設には搬入せず、不燃ごみと一緒に民間事業者処理を委託している。 ・騒音・臭気による周辺への影響、作業環境に配慮して脱臭設備、手選別エリアの空調設備等を設置するとともに、ストックヤード棟を設置している。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の4～5つの自治会、所沢市側の自治会、施設西側の新たに開発された住宅街の自治会と3つの協議体がある。（年1回総会、その他に報告事項等があれば随時） ・以前は半屋外での中間処理であったため、苦情があったが、現施設の稼働後は苦情は出ていない。 ・他の自治体との広域連携を見込んだ処理能力とはしていない。 ・施設規模は245日稼働の稼働率と月変動係数をもとに設定している。 ・車両の搬入出は通学時間を避けるようにしている。 ・資源物は東村山市シルバー人材センター、粗大ごみは東村山市直営で運営している。 ・とんぼ工房では粗大ごみからの家具などの再生、木工教室などを行っている。



不燃ごみ受入ヤード



びん・缶、破碎不適物等受入ヤード



資源物受入ホッパ



蛍光管処理室



破砕袋機



手選別コンベヤ1 (スプレー缶・リターナブルびん)



缶類アルミ選別機



手選別コンベヤ2 (びん)



金属圧縮機・カレットストックヤード



ストックヤード棟

2. 狛江市 ビン・缶リサイクルセンター

ビン・缶リサイクルセンター（建築面積 1,006m²）、ストックヤードおよび周辺状況などを見学した。

項目	内容
ビン・缶・ペットボトル	<ul style="list-style-type: none"> ・当初はビン・缶のみを処理していたが、平成 17 年度からペットボトルも処理している。また、平成 29 年度に大規模修繕を予定している。 ・鉄筋コンクリート造壁厚 15cm、防音材・吸音材、活性炭脱臭装置、雨水利用など騒音、臭気、環境対策を行っている。 ・ビン等の搬入状況により効率的な作業体制をとっている。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・施設稼働開始時は、周辺住民の代表や保育園 PTA など年 1 回協議の場を設けていた。現在は、必要に応じて開催することとして、定期的な協議は休止している。（今後開催する場合は、処理品目の変更がある場合や施設の建て替えが、議題になるものと思われる。） ・瑞穂町にあるビン・缶の民間処理施設で処理していたが、受け入れ拒否を契機として施設建設が急務となり、市役所 1 階駐車場、現敷地などの候補地検討を経て、平成 6 年度から稼働している。 ・周辺の保育園、住宅地に配慮した建物の高さ、形状であり、外構は緑化している。 ・小田急線高架下空間をストックヤードとして使用している。



西側周辺環境（保育園）



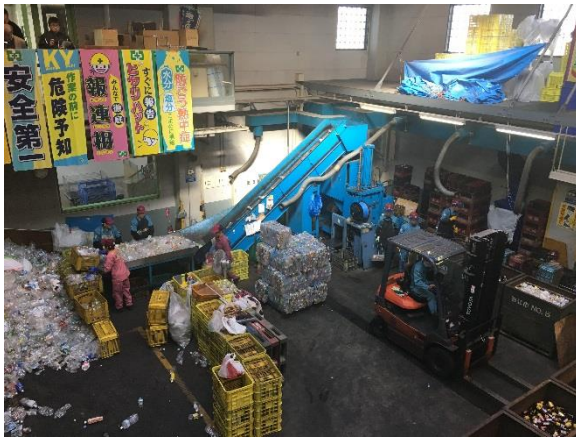
北側周辺環境（低層住宅地）



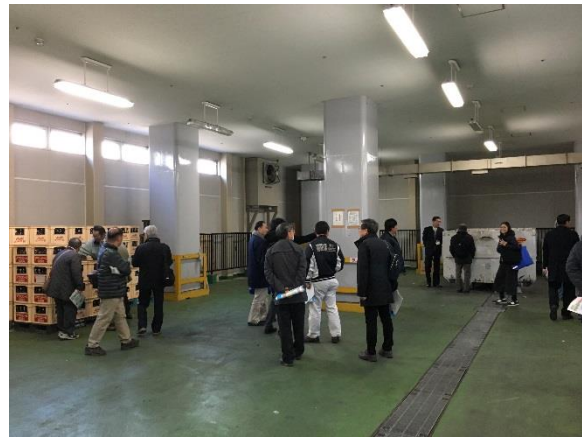
ビン選別ライン (3色・4分別)、缶選別圧縮機



受入ヤード



ペットボトル圧縮機



高架下空間ストックヤード

第2回協議会でのご意見等の整理

一般事項

- ・ごみ処理施設建替えの法的根拠

意見	(委員)	ごみ関連施設をつくる法的根拠はどの法律に基づいているのか。
議論	(事務局)	次回お答えする。
まとめ		<p>廃棄物処理法※第4条第1項では、「市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、<u>一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。</u>」と規定しており、市は一般廃棄物の処理について統括的な責任を有するものとされています。</p> <p>※廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年12月25日法律第137号)</p>

- ・二枚橋焼却場跡地周辺自治会等協議会設置要綱の改正について
要綱の法的根拠

意見	(委員)	「要綱」という言葉の法的根拠は何か。
議論	(事務局)	次回お答えする。
まとめ		<p>公文書作成の手引き(小金井市 平成26年3月)より抜粋 要綱は、行政指導を行うための一般的な基準や地方公共団体の職員が事務処理を進めていく上での運営指針、行政活動の取扱基準を定める内部的規範であり、行政組織内部のルールの名義として用いられるもの。</p> <p>条例・規則とは異なり、要綱という形式での法律上の根拠はありません。</p>

議題1 対象となる候補地の選定経緯について
再配置候補地の条件について

意見	(委員)	「用途地域は準工業が望ましい」や「市有地を基本」とあるが、候補地選定の前提条件が腑に落ちない。
議論	(事務局)	次回までに整理する。
まとめ		再配置候補地の選定に関する情報を「資料5-別紙1」のとおり整理した。

公園用地について

意見	(委員)	公園用地についての検討経緯の説明があったが、整理していただきたい。
議論	(事務局)	次回までに整理する。
まとめ		再配置候補地の選定に関する情報を「資料5-別紙1」のとおり整理した。

蛇の目ミシン工場跡地

意見	(委員)	蛇の目ミシン工場跡地にも、分担をしてほしいという思いがある。ぜひ検討いただきたい。
議論	(事務局)	意見は受け止め、庁舎建設の計画の中では、発言していきたい。
まとめ		—

国有地・都用地について

意見	(委員)	国有地や都用地について、交渉が必要ではないか。
議論	(事務局)	国有地と都用地については、それぞれ打診し、次回状況を報告する。
まとめ		国有地、都用地に関する状況報告を「資料5－別紙2」のとおり整理した。

・議題2 施設整備計画について

必要延べ面積について

意見	(委員)	必要延べ面積が現状より大きくなっている理由を教えてください。
議論	(事務局)	適切な処理施設の規模を検討しているので、次回お答えする。
まとめ		<p>現状の中間処理場、空缶・古紙等処理場は以下に例示するとおり、作業安全・効率上、十分なスペースが確保されていないが、新施設の計画では本来、望ましい設備・施設を計画しているため。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間処理場 燃やさないごみの受入ヤードがない、粗大ごみの貯留ヤードがない、など。 ・空缶・古紙等処理場 ペットボトルの投入はバケットフォークリフトで行っており、また梱包品等の貯留ヤードがない、空き缶の受入では手作業で破袋している、など。

搬出入車両台数について

意見	(委員)	それぞれの処理単位にトラックは1日当たり何台ぐらい入ってくるのか。
議論	(事務局)	搬入・搬出両方を次回までに整理する。
まとめ		搬出入車両台数について「資料5－別紙3」のとおり整理した。

再配置候補地の選定に関する情報の整理

清掃関連施設の再配置候補地選定にあたっての「市の検討方針」

①市有地であること（取得交渉中の土地を含む）

→候補地に市有地が含まれない場合、土地所有者との協議の状況に依存する形となり、事業そのものが不透明になるリスクがある。

また、市の財政状況を鑑み、最少の財政投資で安定的な処理体制の確立を図る。

②活用計画の定まっている敷地を除く

→活用計画が既に定まっている敷地を候補地とするには、その活用計画の見直し等を行う必要があり、市の他の施策への影響が大きい。

活用計画が定まっている敷地のほとんどが公園用地であるが、公園を候補地とする場合は、「緑の基本計画」をはじめとした市の施策の調整のうえ、公園等を廃止する場合はその近傍に代替地を設ける必要があるが、適切な規模・形状を備えた代替地の調達も非常に困難である。

清掃関連施設の再配置候補地選定にあたっての「特に留意すべき事項」

下記③～⑤の項目については、候補地選定にあたっての条件等には該当しない。ただし、「市の検討方針」に基づき選定した候補地に対し、今後施設配置計画を進めていく中で、「特に留意すべき事項」となる項目である。

③用途地域は、準工業地域が望ましい

④ごみ処理施設は、処理量5トン/日以上で都市計画決定を要する

⑤現在の不燃ごみ等の処理規模及び災害廃棄物等のストックヤードの確保を踏まえ、合計10,000㎡以上の敷地とする。

敷地面積 3,000 m²以上の市有地（学校、公共施設の現有しているものを除く。）



番号	名称	面積 (m ²)
①	中間処理場	5,700 (※)
②	蛇の目ミシン工場跡地 (庁舎建設予定地)	10,662
③	二枚橋焼却場跡地	5,200 (※)
④	栗山公園	15,882
⑤	浴恩館公園	14,278
⑥	上水公園	16,663
⑦	梶野公園	9,707
⑧	滄浪泉園	13,000
⑨	三楽公園	3,473

※は購入予定地を含む。

①～⑨についての検討

	① 中間処理場	② 蛇の目ミシン工場跡地	③ 二枚橋焼却場跡地
地図			
面積	5,700 m ² (隣接購入予定地を含む)	10,662 m ²	5,200 m ² (府中市からの購入予定地含む)
道路幅員	約 16.0m (行幸通り)	約 16.0m (緑中央通り)	約 6.0～8.0m (南側：東八道路 30m)
学校・通学路	周辺に通学路なし。	前面道路が通学路であるため、搬入出車両動線への配慮が特に必要。	周辺に通学路なし。
敷地及び周辺環境等	北は行幸通りをはさんで公共施設と民有地、東は民有地、南は線路、西は新小金井街道をはさんで民有地、敷地は中間処理場等として利用。	北は線路、東は住宅・民有地、南・西(緑中央通りをはさんで)は集合住宅。現在は暫定的にリサイクル事業所、空缶・古紙等処理場として利用。 庁舎建設予定地のため、来庁者の動線への配慮が特に必要。	北は河川に隣接、東は都市計画公園、南は調布市活用予定地、西は線路。敷地は更地。
	④ 栗山公園	⑤ 浴恩館公園	⑥ 上水公園
地図			
面積	15,882 m ²	14,278 m ²	16,663 m ²
道路幅員	約 4.37～7.27m (東側 東大通り 約 18m)	約 4.0m	約 6.0～6.36m
学校・通学路	農工大通り側は学校に隣接し、前面通りである東大通りは通学路であるため、搬入出車両動線への配慮が特に必要。	学校に隣接し、前面道路が通学路であり接道幅員も狭いため、搬入出車両動線の確保は困難。	学校に隣接し、周辺道路が通学路であるため、搬入出車両動線への配慮が特に必要。
敷地及び周辺環境等	北は集合住宅、東は東大通りをはさんで住宅、南は農工大通りをはさんで集合住宅、西は大学、公園は広域避難所、都市計画公園に指定。 移転の場合は、運動センターの代替地の確保が必要。	北、東は住宅、南は小学校隣接。空林荘と旧浴恩館は史跡として、公園内のツツジ群は天然記念物として市文化財指定。公園は都市計画公園に指定。	北は中学校、小学校に隣接。公園は一時避難所、都市計画公園に指定。 移転の場合は、グラウンド、テニスコートの代替地の確保が必要。現状公園用地として国から貸与されているため、転用には協議が必要。

	⑦ 梶野公園	⑧ 滄浪泉園	⑨ 三楽公園
地図			
面積	9,707 m ²	13,000 m ²	3,473 m ²
道路幅員	約 3.91~4.0m (一部私道)、南側に 16m道路を新設予定。	約 1.8~2.73m (一部北側 連雀通り約 16m)	約 2.74~6.5m (一部私道)
学校・通学路	敷地東側に通学路が近接しているため、搬入出車両動線への配慮が特に必要。	学校に近接し、連雀通り以外の接道幅員が狭く、周辺道路が通学路であるため、搬入出車両動線への配慮が特に必要。	学校に近接し周辺道路が通学路であるため、搬入出車両動線への配慮が特に必要。
敷地及び周辺環境等	一部土地区画整理事業区域。公園は一時避難所、都市計画公園に指定。	北、東、南は住宅。園内は崖地、湧水地となっており、特別緑地保全地区に指定。	北、東、南は住宅。小学校に近接し、公園は都市計画公園に指定されており、グラウンドとなっている。

※下線は問題・課題となる事項。

国有地、都有地に関する状況報告

①国有地（上水公園）

→所管部署（関東財務局）に協議打診中。

先方の都合により、2月中旬に日程調整を予定。

市所管部署（生涯学習部生涯学習課）より、上水公園を廃止することになるのであれば、グラウンド機能等についての代替施設の検討が必要となる。

②都有地（都立公園）

→所管部署（東京都建設局公園緑地部公園課）

平成29年2月7日に状況説明し、地元要望を伝えた。

都からは、都市計画公園に関する方針と都市計画法について説明があった。

- ・現状、都では人口当たりの公園面積の比率を上げる方針を維持しており、廃園予定はない。
- ・小金井市内の都市公園は、都市計画法に基づく都市施設として整備されているため、ごみ処理施設としての使用はできない。また占有施設としての対象にもならないことから、都市計画の変更をせずに使用できることはない。都市計画事業はその役割を担い、法的に安定させるために都市計画決定している施設であることから、都市計画を変更するためには、特定の場所を候補地とすることについて、他に選りがたい理由が明確でなければならない。

本市からは、継続して協議相談を依頼した。

搬入出車両台数の整理

各処理品目の収集量及び搬入出車両台数（27年度）

	①不燃・粗大ごみ破碎・選別 処理施設	②プラスチック選別・圧縮処 理施設	③リユース品展示販売所	④びん処理施設
搬入出施設	中間処理場	中間処理場	リサイクル事業所	民間施設
収集量	不燃ごみ 1,544 t /年 粗大ごみ 906 t /年	2,225 t /年	-	1,046 t /年
搬入台数	不燃ごみ 7台/日 (2 tパッカー) 粗大ごみ 8台/日 (2 tダンブ)	11台/日 (2 tパッカー)	-	3台/日 (2 t 平ボディー)
搬出台数	不燃、粗大ごみ 2台/日 (10 tアームロール) 小型家電 1台/週 (20 tウイング)	2台/日 (10 tパッカー)	-	-
	⑤ペットボトル選別・圧縮処 理施設	⑥空き缶選別・圧縮処理施設	⑦古紙・布ストックヤード	⑧災害廃棄物一時保管場所
搬入出施設	空き缶・古紙等処理場	空き缶・古紙等処理場	空き缶・古紙等処理場(布) 民間施設(その他古紙)	中間処理場 リサイクル事業所
収集量	332 t /年	空き缶 281 t /年 金属 116 t /年	古紙 4,542 t /年 布 562 t /年	-
搬入台数	8台/日 (2 tパッカー)	空き缶、金属 7台/日 (2 tパッカー)	布 20台/日 (古紙 3 tパッカー)	-
搬出台数	1台/週 (10 tウイング)	空き缶、金属 1台/週 (2 tダンブ)	布 1台/週 (10 tウイング)	-

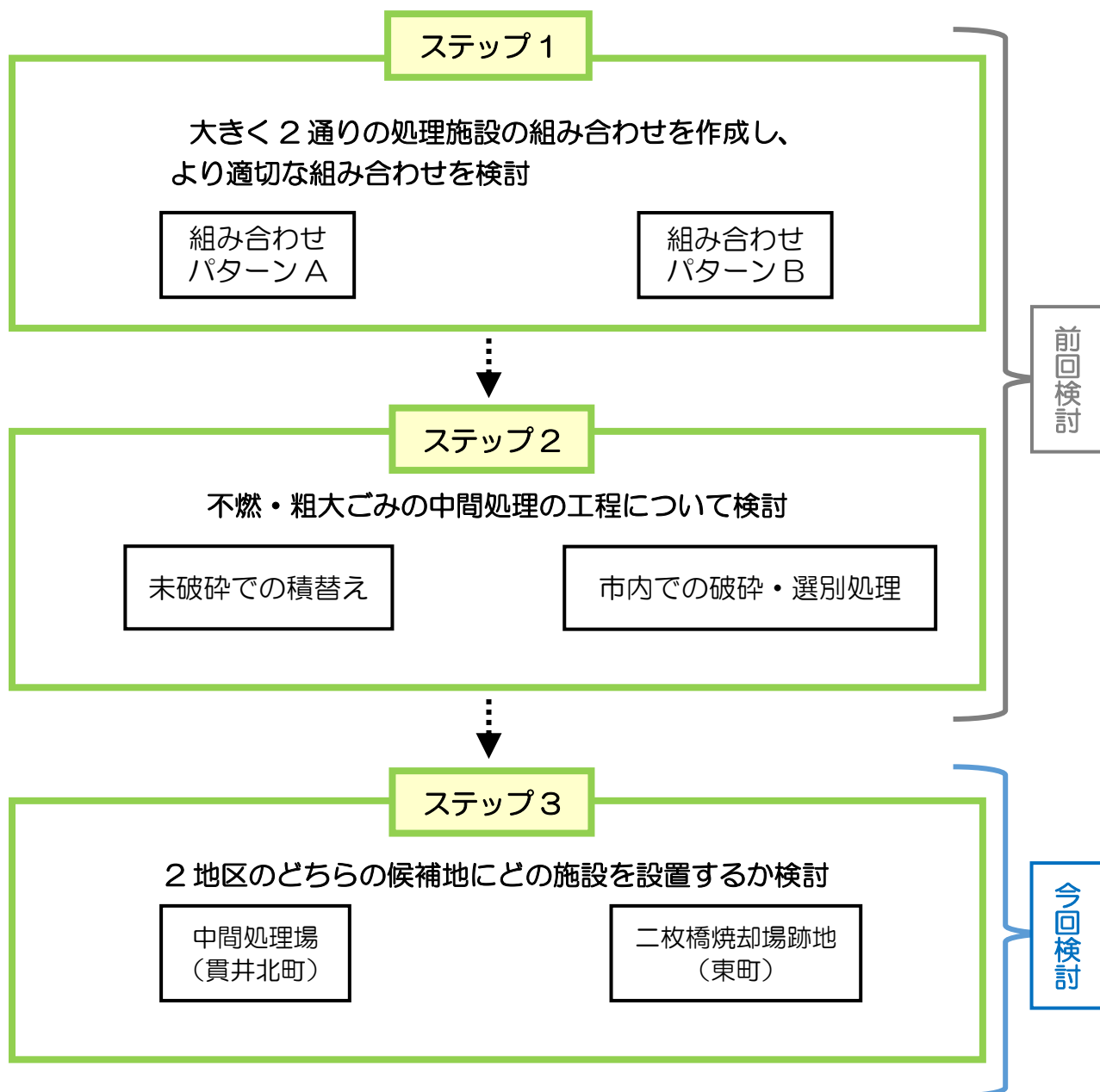
※搬入出台数については、平均的な台数であり、収集地区や年末年始の収集量増により、増減することがあります。

本日の検討の対象範囲について

施設整備検討フロー

- 候補地の一方に処理施設を集約するのではなく、分散して施設を整備する方針とします。
- 施設整備計画の検討は次の3ステップに沿って検討していきます（ステップ1～3の検討フロー）。

本日はステップ3を検討します。



2つの候補地への配置案について

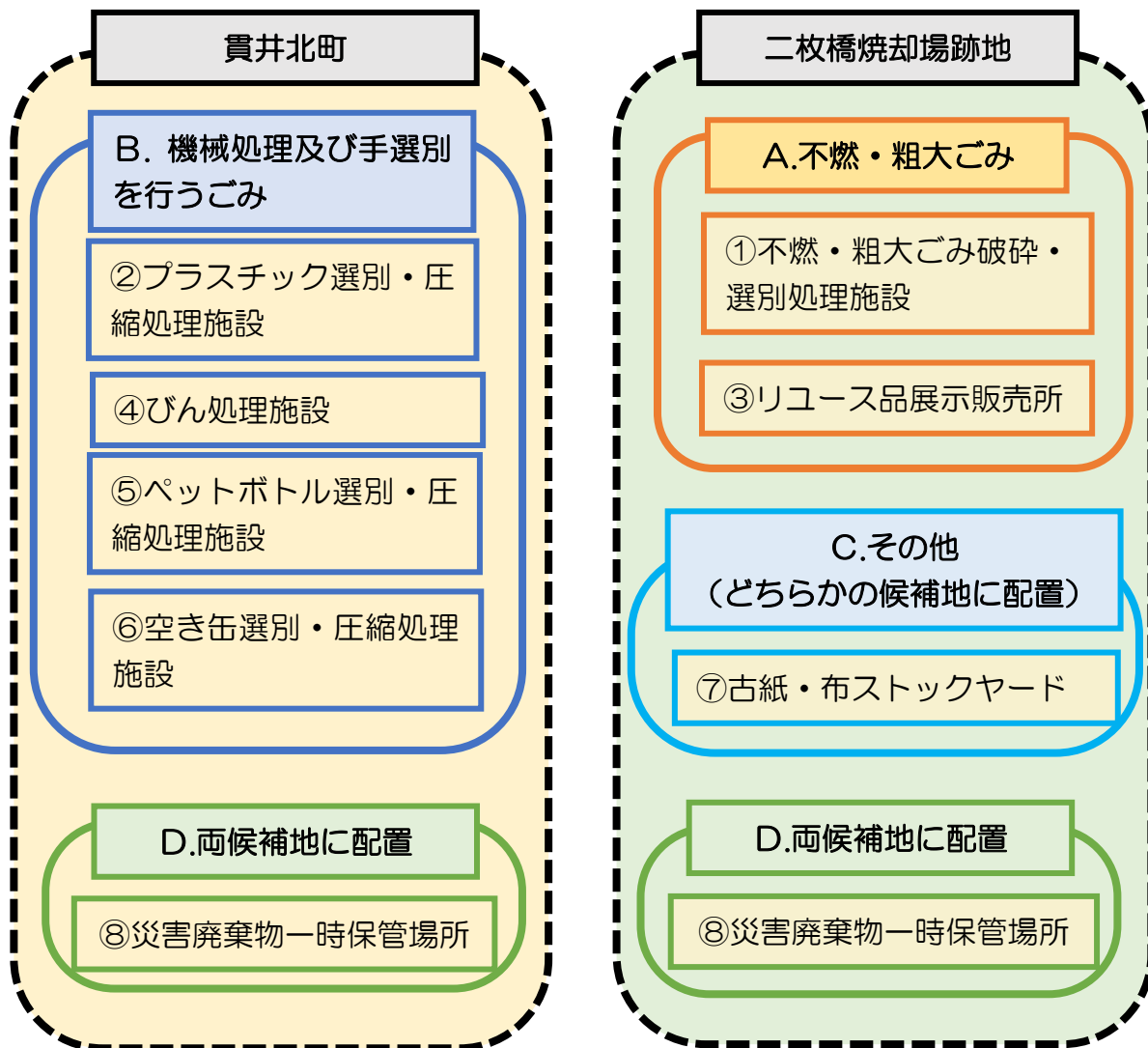
<配置案その1>

貫井北町に「B. 機械処理及び手選別を行うごみ」の施設を設置する。
 二枚橋焼却場跡地に「A. 不燃・粗大ごみ」の施設、「C. その他」の施設を設置する。
 「D. 両候補地に配置」の施設は、両候補地に配置する。

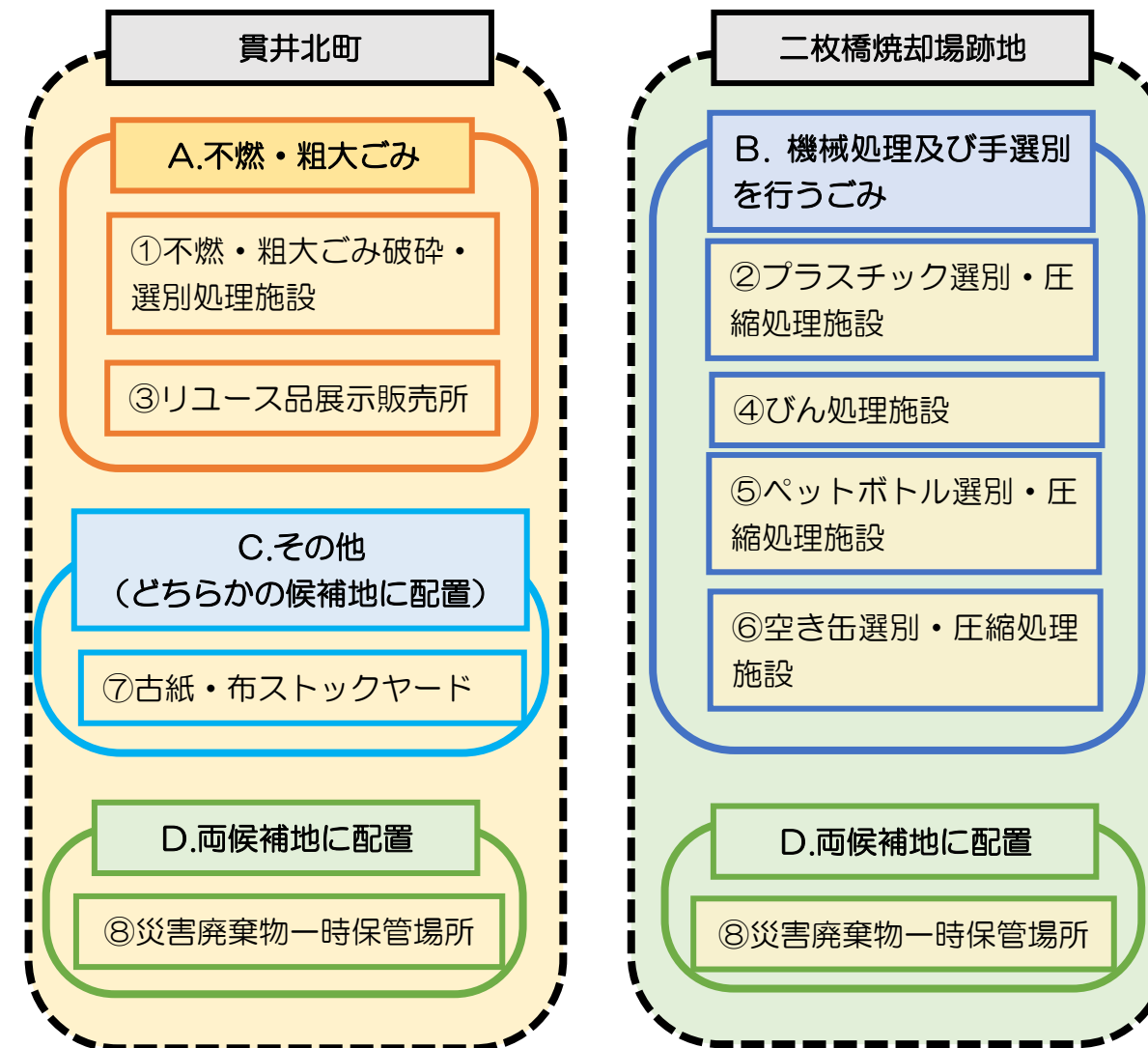
<配置案その2>

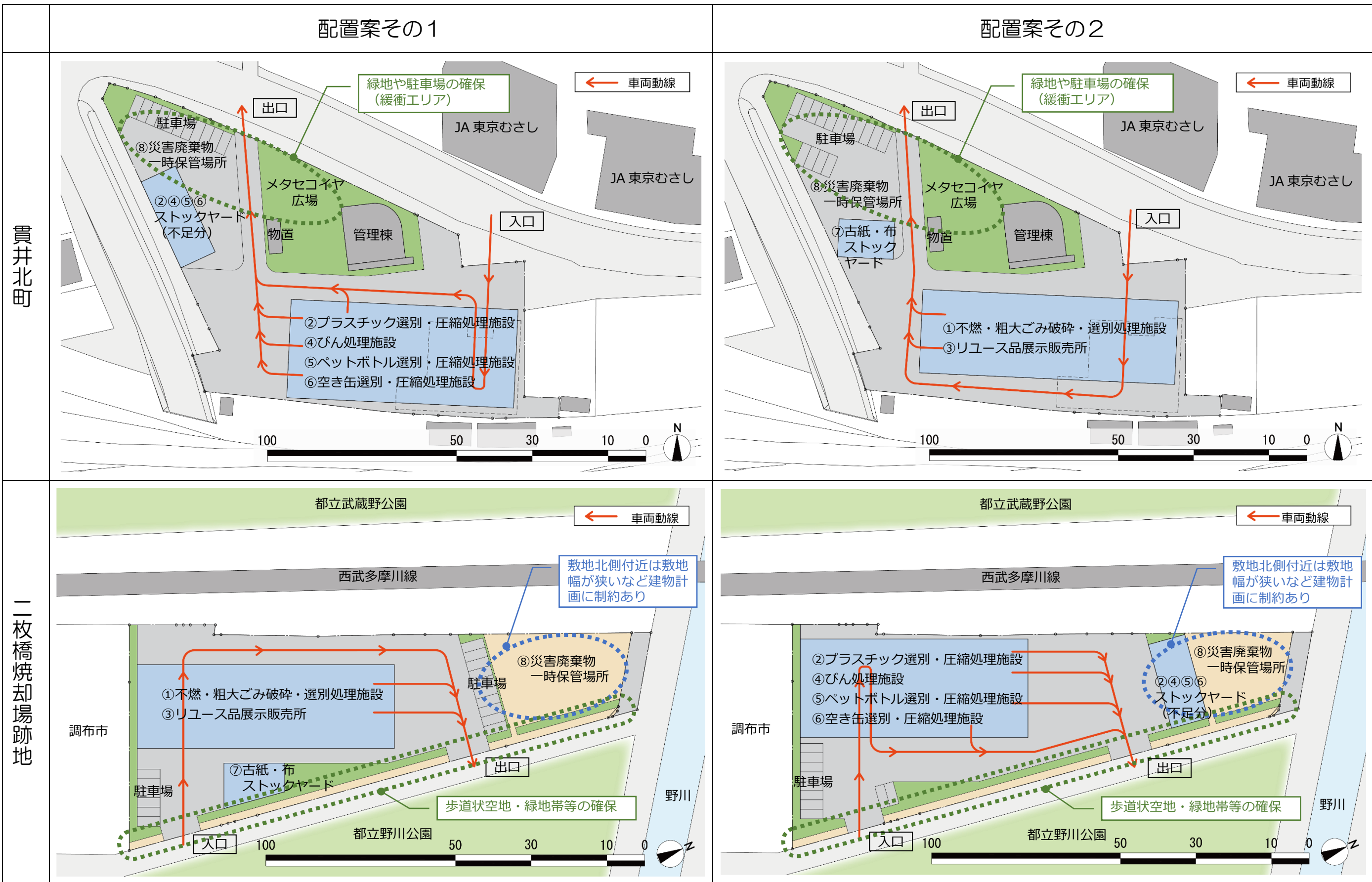
配置案その1の組み合わせで、敷地を入れ替えた案とする。
 貫井北町に「A. 不燃・粗大ごみ」の施設、「C. その他」の施設を設置する。
 二枚橋焼却場跡地に「B. 機械処理及び手選別を行うごみ」の施設を設置する。
 「D. 両候補地に配置」の施設は、両候補地に配置する。

配置案その1に基づく組み合わせイメージ図



配置案その2に基づく組み合わせイメージ図





<2つの配置案の特徴について>

項目		配置案その1		配置案その2	
建替え期間中のごみ処理		<p>先行して二枚橋焼却場跡地に新しい不燃・粗大ごみ処理施設を建設し、稼働した後で既存の中間処理場を解体することにより、不燃・粗大ごみの処理が滞る期間は発生しない。</p> <p>そのため、貫井北町は、緩衝エリアとしての緑地や駐車場を確保しながら、新施設を設置することができる。</p>	○	<p>緩衝エリアを確保しつつ、貫井北町に新しい不燃・粗大ごみ処理施設を建設した場合、稼働するまでの間は、既存の中間処理場が解体撤去されて存在しないため、不燃・粗大ごみの処理ができなくなる。</p> <p>仮施設の設置、近隣施設による広域支援の協議、民間委託による処理のいずれか、または複合した検討が必要となる。</p>	△
施設規模		<p>貫井北町は、建築可能面積（約 2,700 m²）に対して適切な範囲である。</p> <p>二枚橋焼却場跡地も、建築可能面積（約 2,250 m²）に対して適切な範囲である。</p> <p>2つの敷地において、施設規模における課題は特にない。</p>	○	<p>貫井北町は、建築可能面積（約 2,700 m²）に対して、ややゆとりがある。</p> <p>二枚橋焼却場跡地は、建築可能面積（約 2,250 m²）に対して、やや手狭である。</p>	△
出入りする車両台数 （※台数は 27 年度実績）		<p>貫井北町は、搬入車両が 29 台/日、搬出車両が 4 台/日となる。</p> <p>二枚橋焼却場跡地は、搬入車両が 35 台/日、搬出車両が 4 台/日となる。</p>	○	<p>貫井北町は、搬入車両が 35 台/日、搬出車両が 4 台/日となる。</p> <p>二枚橋焼却場跡地は、搬入車両が 29 台/日、搬出車両が 4 台/日となる。</p>	○
都市計画決定の要否	貫井北町	都市計画決定の変更が必要となる。	△	<p>都市計画決定の変更が必要となる。</p> <p>ただし、不燃・粗大ごみ処理施設を民間処理とした場合は、現在の都市計画決定を廃止することになる。（ステップ2の議論）</p>	△ (○)
	二枚橋焼却場跡地	<p>3市の都市計画決定が必要となる。</p> <p>ただし、不燃・粗大ごみ処理施設を民間処理とした場合は都市計画決定が不要となる。（ステップ2の議論）</p>	△ (○)	3市の都市計画決定が必要となる。	△